

令和 7 年 第 3 回定例会

新 地 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 6 日 開会

令和 7 年 6 月 11 日 閉会

新 地 町 議 会

令和 7 年第 3 回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6 月 6 日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
陳情の報告	7
常任委員会所管事務調査等の報告	7
議案等の報告上程	7
提案者の説明	7
散 会	1 2

第 2 号 (6 月 9 日)

議事日程	1 3
出席議員	1 4
欠席議員	1 4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 4
職務のための議場出席者	1 4
開 議	1 5
一般質問	1 5
4 番 寺 島 博 文 議員	1 5
5 番 吉 田 博 議員	2 3

3 番 牛 坂 毅 志 議 員	3 2
1 0 番 井 上 和 文 議 員	3 9
散 会	5 1

第 3 号 (6月10日)

議事日程	5 3
出席議員	5 4
欠席議員	5 4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 4
職務のための議場出席者	5 4
開 議	5 5
一般質問	5 5
8 番 寺 島 浩 文 議 員	5 5
1 番 大 内 広 行 議 員	6 6
散 会	7 5

第 4 号 (6月11日)

議事日程	7 7
出席議員	7 8
欠席議員	7 8
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	7 8
職務のための議場出席者	7 8
開 議	7 9
議事日程の報告	7 9
報告第1号の専決処分報告	7 9
議案第23号の質疑、討論、採決	7 9
議案第24号の質疑、討論、採決	7 9
議案第25号の質疑、討論、採決	8 0
議案第26号の質疑、討論、採決	8 0
議案第27号の質疑、討論、採決	8 1
議案第28号の質疑、討論、採決	8 1
議案第29号の質疑、討論、採決	8 2
議案第30号の質疑、討論、採決	8 2

議発第2号の上程、説明、質疑、採決	8 3
陳情審査委員長報告	8 4
意見書案第2号の上程、説明、質疑、採決	8 7
閉会中の継続審査の申し出	8 8
閉会中の所管事務等調査の申し出	8 8
町長の挨拶	8 8
閉 会	8 9

新地町告示第5号

令和7年第3回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月16日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和7年6月6日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	大	内	広	行	議員	2 番	村	上	勝	則	議員
3 番	牛	坂	毅	志	議員	4 番	寺	島	博	文	議員
5 番	吉	田		博	議員	6 番	八	巻	秀	行	議員
8 番	寺	島	浩	文	議員	9 番	菊	地	正	文	議員
10 番	井	上	和	文	議員	11 番	水	戸	洋	一	議員
12 番	遠	藤		満	議員						

不応招議員（1名）

7 番	三	宅	信	幸	議員
-----	---	---	---	---	----

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 7 年第 3 回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査等の報告
- 第 6 議案等の報告上程
- 第 7 提案者の説明

出席議員（１１名）

１番	大内	広行	議員	２番	村上	勝則	議員
３番	牛坂	毅志	議員	４番	寺島	博文	議員
５番	吉田	博	議員	６番	八巻	秀行	議員
８番	寺島	浩文	議員	９番	菊地	正文	議員
１０番	井上	和文	議員	１１番	水戸	洋一	議員
１２番	遠藤	満	議員				

欠席議員（１名）

７番	三宅	信幸	議員
----	----	----	----

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	泉田	晴平
総務課長兼 会計管理	佐藤	武志
企画政策課長	小野	和彦
税務課長	中津川	秀樹
町民生活課長	岡田	健一
保健福祉課長	佐藤	茂文
産業振興課長 兼農業委員会 事務局	加藤	伸二
都市建設課長	小野	好生
教育総務課長	木幡	邦枝

職務のための議場出席者

事務局長	大堀	勝文
書記	千葉	奈菜
書記	荒	萌生

午前10時00分 開 会

◎開会の宣告

○遠藤 満議長 ただいまから令和7年第3回新地町議会定例会を開会いたします。

開議に先立ちまして、本年4月1日付で課長職の人事異動がありました。

副町長に報告を求めます。

岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 皆さん、改めましておはようございます。それでは、私から、令和7年度の機構改革により人事異動があり、初めての議会になりますので、全課長の紹介をいたします。

初めに、佐藤武志総務課長です。

○佐藤武志総務課長兼会計管理者 総務課長を拝命しました佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡崎利光副町長 次に、小野和彦企画政策課長です。

○小野和彦企画政策課長 企画政策課長を拝命いたしました小野和彦です。よろしくお願いいたします。

○岡崎利光副町長 次に、中津川秀樹税務課長です。

○中津川秀樹税務課長 税務課長の中津川です。よろしくお願いいたします。

○岡崎利光副町長 次に、岡田健一町民生活課長です。

○岡田健一町民生活課長 町民生活課長の岡田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡崎利光副町長 次に、佐藤茂文保健福祉課長です。

○佐藤茂文保健福祉課長 保健福祉課長の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡崎利光副町長 次に、加藤伸二産業振興課長です。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 産業振興課長を拝命しました加藤伸二です。よろしく申し上げます。

○岡崎利光副町長 次に、小野好生都市建設課長です。

○小野好生都市建設課長 都市建設課長を拝命いたしました小野でございます。よろしくお願いいたします。

○岡崎利光副町長 最後に、木幡邦枝教育総務課長です。

○木幡邦枝教育総務課長 教育総務課長の木幡です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡崎利光副町長 以上で全課長の紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 ありがとうございます。

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、7 番、三宅信幸議員は欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

◎議事日程の報告

○遠藤 満議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○遠藤 満議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

11番 水 戸 洋 一 議員及び

1 番 大 内 広 行 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○遠藤 満議長 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から 6 月11日までの 6 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 6 月11日までの 6 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○遠藤 満議長 日程第 3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

大堀勝文事務局長。

○大堀勝文事務局長 ご報告申し上げます。

議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その 2 として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計、特別会計及び下水道事業会計の例月出納検査が令和 6 年度 2 月分、3 月分、4 月分及び令和 7 年度 4 月分について、審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案の受理であります。報告第 1 号及び議案第23号から議案第 30号までの 9 件が提出されております。また、令和 6 年度繰越明許費繰越計算書の報告及び令和 6 年度新地町下水道会計予算繰越計算書の報告が提出されておりますので、お手元に配付をいたして

おります。

次に、一般質問の通告の受理であります。議席番号 4 番、寺島博文議員をはじめ 6 名の議員から 17 件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎陳情の報告

○遠藤 満議長 日程第 4、陳情の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は 4 件で、陳情第 4 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第 5 号 「消費税 5 % への減税を求める意見書」の提出について及び陳情第 6 号 「インボイス制度廃止をもとめる意見書」の提出については、それぞれ別紙陳情審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託したので、報告します。

陳情第 3 号 「国税（給与の源泉徴収票）に係る誤料の是正に関する意見書」の提出について陳情については、郵送扱いのため、印刷してお手元に配付しております。

◎常任委員会所管事務調査等の報告

○遠藤 満議長 日程第 5、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生の各常任委員会委員長から所管事務調査の報告書が提出されておりますので、それぞれ印刷してお手元に配付しております。

また、総務文教常任委員会委員長から行政視察研修の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付しております。

◎議案等の報告上程

○遠藤 満議長 日程第 6、議案等の報告上程については、町長から提出された報告第 1 号及び議案第 23 号から議案第 30 号までの 9 件を上程いたします。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第 7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 本日ここに、令和 7 年第 3 回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会には、別添付議事件でお示しいたしましたとおり、専決処分の報告についてなど、

9 件の議案等についてご提案しております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

消防関係について、4 月 3 日に 18 名の新幹部団員と 7 名の新入団員に団長より辞令を交付いたしました。

4 月 20 日には、岡崎仁一消防団長以下、消防団員 144 名による「新地町消防団春季点検」を新地小学校校庭において実施いたしました。なお、点検に先立ち、新地町地区の町なかにおいて観閲行進を行いました。消防団員と関係者が地域の防災強化と災害時の備えや安全確保を誓ったところであります。

次に、企画政策課関係について申し上げます。

第 6 次新地町総合計画後期基本計画の策定に当たり、町民の皆様から広く意見を伺い計画に反映していくため、まちづくりアンケートを実施いたしました。1,100 人を対象にアンケートを送付し、676 人から回答があり、回収率は 61 パーセントでした。また、各種団体の現状と問題点並びに意向を把握するため、町内 8 団体を対象に懇談会を開催いたしました。アンケート調査の回答及び各種団体懇談会の意見については、後期基本計画策定を進めるための参考とさせていただきます。

次に、税務課関係について申し上げます。

令和 7 年度の賦課徴収業務では、4 月に固定資産税、5 月に軽自動車税並びに町県民税の特別徴収分の納付書等を発送いたしました。

また、相馬税務署と連携し、税金の仕組みや納税について、小学 6 年生を対象とした租税教室を行いました。5 月 13 日は駒ヶ嶺小学校と新地小学校で、15 日には福田小学校で実施いたしました。

次に、町民生活課関係について申し上げます。

4 月 6 日から 15 日まで、春の全国交通安全運動を各種団体の協力をいただきながら「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本に展開し、交通事故防止の啓発活動に努めました。

自転車を利用する児童生徒の乗車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメット購入補助金を 23 名の方に交付いたしました。

また、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、自転車保険の加入を促進することを目的とした損害賠償保険等の補助金では、5 名の方に交付いたしました。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。

4 月 4 日に各保育所で入所式が行われました。新地保育所 120 名、駒ヶ嶺保育所 61 名、福田保育所 38 名の合計で 219 名の児童が入所いたしました。

放課後児童クラブにおいては、新地小学校児童 66 名、駒ヶ嶺小学校児童 64 名、福田小学校児童 25 名の合計 155 名が登録を行っております。

6 月 2 日から 11 日までの 9 日間にわたり、保健センターで総合検診を行っております。特定健診

を受診した方には、保健指導も併せて実施しております。結果については、要精検と判定された方々に精密検査の受診や早期治療を勧奨するとともに、生活習慣の改善が必要な方の事後指導も行っております。9月上旬には、社会保険の被扶養者の方々を対象に総合検診を実施する予定であります。

次に、産業振興課関係について申し上げます。

農林水産関係につきましては、今年度においても食の安全・安心及び風評被害対策として自家消費農林水産物の放射性物質検査を実施しており、5月末で2件の検査を実施しております。なお、基準値を超過した農産物はありませんでした。農作物等鳥獣被害対策では、有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動と電気柵等補助などで有害鳥獣対策を継続して実施しております。漁業関係については、3月12日に水産業共同利用施設共同作業場増築工事が完成し、利用を開始しております。

また、今年の水稲作付については655ヘクタールであり、そのうち主食用米作付けは約571ヘクタール、飼料用米は約63ヘクタール、加工用米は約15ヘクタール、WCS用稲、稲発酵粗飼料は約6ヘクタールとなっております。なお、水稲用農業用水の貯水率については、5月15日時点で鴻ノ巣ダムが57.1パーセント、松ケ房ダムが80.6パーセントとなっており、作付に必要な水量が確保されております。

産業基盤整備関係につきましては、5月22日に施設の長寿命化を図るため藤崎排水機場2号ポンプ整備工事の入札を行い、落札者と仮契約を締結しましたので、本定例会に議案として上程しております。また、多面的機能支払交付金事業では、農地の維持活動を支援しながら地域資源の適切な保全管理を推進してまいります。

商工観光関係につきましては、4月23日に第1回遊海しんち実行委員会を開催し、8月2日に釣師浜海水浴場・釣師浜漁港周辺を会場に開催することを決定いたしました。また、この夏の釣師浜海水浴場の開設期間については7月18日から8月12日を予定し、準備を進めているところであります。

しんち魅力体感・発信事業については、5月16日に企画プロポーザル審査を行い、発注したところです。観光コンテンツをSNS等で広く発信するとともに、魅力を体感できるイベントを開催してまいります。

次に、都市建設課関係について申し上げます。

道路関係では、小川字坂越地内の国道6号と町道駒ヶ嶺新地線が接近している区間については、事故が多発していることから、歩道整備や交差点の改良を国に要望しておりました。昨年度、国土交通省から基礎調査費が配分され、今年度についても交通安全対策事業として調査設計費が配分されました。早期の工事着手に向け、国と調整を図ってまいります。

町道事業については、4月25日、年間を通じて道路の陥没などの修繕を行う工事を発注いたしました。また、国の交付金や補助金を活用し、歩道の整備や橋梁の補修を進めてまいります。

下水道事業に関しましては、施設及び維持管理の情報の業務効率化を図るため、社会資本整備総合交付金を活用し、下水道台帳のデジタル化整備を進めてまいります。

また、汚水処理普及の取組として、4箇所の公共枡設置工事を発注しております。また、5月末時点においての公共下水道接続申請件数は3件となっております。

釣師防災緑地公園では、5月4日、釣師潮風マーケット実行委員会による釣師潮風マーケットが開催されました。青空の下、キッチンカーや手芸品等の販売、駄菓子や金魚すくい等の縁日、ものづくりや遊びのワークショップなど、様々な出店や催しがありました。

また、町でも5月26日、“釣師防災緑地公園の魅力を活かした交流人口拡大事業”の業務委託を発注いたしましたので、これから11月までの間、キャンプ場や芝生広場、ハーブガーデンを活用したイベントを開催し、交流人口の拡大とイベントの充実を図ってまいります。

住宅事業に関しましては、広報しんち5月5日号で、高齢者が転倒等により介護に陥らないための簡易な住宅改修費用の助成について募集を行っております。

また、住宅の耐震化促進として、耐震診断、耐震改修、屋根耐風改修、ブロック塀等撤去費補助事業のチラシを作成し、5月5日の広報配布の際、全戸へ配布しております。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

4月7日、各学校において入学式が執り行われ、福田小学校13名、新地小学校31名、駒ヶ嶺小学校20名、合計64名の新入学児童が、尚英中学校では66名の新入生徒が希望に胸を膨らませ、来賓や保護者の皆様が見守る中、入学式に臨みました。

5月11日には、3小学校において運動会が開催され、5月の爽やかな青空の下、保護者や地域の方々の協力、参加をいただくなどして、学校、地域一体となって盛大に行われました。

また、5月15日には、第68回福島県中学校体育大会陸上競技大会相双地区予選会が雲雀ヶ原陸上競技場で開催され、100メートル走等の8種目で第1位、また100メートル男子及び4×100メートルリレー男子で大会新記録を出すなど好成績を収め、男女合わせて11種目において県大会への出場権を獲得しております。

生涯学習関係につきましては、令和7年度の公民館各種教室が5月9日に開講した俳句教室を皮切りに、今年度新たに加わった「健康運動教室」も含めた全12教室、約200名の方々が受講しております。

スポーツ関係では、4月30日に令和7年度新地町スポーツ少年団結団式が、町内9つのスポーツ少年団や各関係者が集う中開催され、各団への団旗授与、そして団員からは今年度の活動へ向けての力強い宣誓がありました。

また、多年にわたりスポーツ少年団の振興に寄与された水戸洋一前本部長と荒司前副本部長の2名の方へ功労者賞表彰を行わせていただきました。新地町スポーツ協会においては、町のスポーツ振興を目的に、多くの町民の方に広くスポーツに親しんでもらおうと会員を募りながら、加盟13団

体が活動を開始しました。

図書館につきましては、「こどもの読書週間」にあわせて 4 月 15 日から 5 月 29 日まで読書週間企画として「としょかんへ行こう、図書館きてミッション」のイベントを実施し、町内の各保育所や各学校と連携して読書推進事業を行いました。

続きまして、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、報告第 1 号 専決処分の報告につきましては、南会津地方環境衛生組合が令和 7 年 3 月 31 日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規約を変更するため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により協議があり、同法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

次に、議案第 23 号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、新地町税条例の一部を改正する条例を施行するに当たり、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第 3 項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第 24 号 新地町下水道審議会条例の制定につきましては、下水道事業に係る必要な事項を審議するため、新地町下水道審議会の組織及び運営に関する事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新地町下水道審議会条例の制定に伴い、下水道審議会委員の報酬を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 26 号 新地町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 27 号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和 7 年度の賦課決定に当たり、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 28 号 藤崎排水機場 2 号ポンプ整備工事請負契約につきましては、藤崎排水機場 2 号ポンプ整備工事を行うため、令和 7 年 5 月 22 日に指名競争入札に付した結果、クボタ環境エンジニアリング株式会社東北支店、支店長、米倉佳孝が 5,940 万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 29 号 令和 7 年度新地町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 6,520 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 58 億 8,620 万円とするものです。

歳入補正の主なものは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の国庫支出金で 1,940 万

4,000円、新規就農者確保緊急円滑化対策（初期投資促進事業）などの県支出金で472万7,000円、令和6年度からの繰越金で1,896万9,000円、コミュニティ助成事業やスポーツ振興くじ助成の諸収入で1,810万円、緊急防災・減災事業債の町債で400万円をそれぞれ増額しております。

歳出補正の主なものは、総務費で460万円の増額、主な内訳は、コミュニティ助成事業として210万円、光ケーブル移設工事として200万円をそれぞれ増額、衛生費は定額減税調整給付金事業で1,940万4,000円の増額、農林水産業費は472万7,000円の増額で、初期投資促進事業補助で375万円の増額が主なものです。消防費は、Jアラート受信機更新工事で405万2,000円の増額、教育費は3,241万7,000円の増額で、主なものは野球場スコアボード修繕工事で2,970万円の増額となっております。

次に、議案第30号 令和7年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ403万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億8,102万円とするものです。

歳入補正の主なものは、国民健康保険税で3,563万6,000円を減額し、国保基金繰入金で2,967万1,000円、前年度繰越金で1,000万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出補正の主なものは、一般被保険者医療給付費分で354万5,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分で40万6,000円、介護納付金分として8万4,000円をそれぞれ増額しております。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けてご提案いたしております。

以上、提出いたしました議案についてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時33分 散 会

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和7年第3回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

令和7年6月9日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

4 番 寺 島 博 文 議員

1. 子どもたちの安全について
2. 鹿狼山周辺の整備について
3. 町有バス使用について

5 番 吉 田 博 議員

1. 地域コミュニティの活性化について
2. 商業施設の利活用について

3 番 牛 坂 毅 志 議員

1. 大戸浜地区の環境基盤整備について
2. 総合公園の活用について
3. キャンプ場の状況について
4. 釣師浜緑地公園内のみんなの広場の活用について
5. 旧新地高校の野球場、サッカーグラウンドの活用について

10 番 井 上 和 文 議員

1. 農政の課題について
2. エネルギーセンターの配管温水漏れ問題について

出席議員（１１名）

１番	大	内	広	行	議員	２番	村	上	勝	則	議員
３番	牛	坂	毅	志	議員	４番	寺	島	博	文	議員
５番	吉	田		博	議員	６番	八	巻	秀	行	議員
８番	寺	島	浩	文	議員	９番	菊	地	正	文	議員
１０番	井	上	和	文	議員	１１番	水	戸	洋	一	議員
１２番	遠	藤		満	議員						

欠席議員（１名）

７番	三	宅	信	幸	議員
----	---	---	---	---	----

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	堀	武
副町	長	岡	崎	利光
教	育	長	泉	田
総務課長兼 会計管理		佐	藤	武志
企画政策課長		小	野	和彦
税務課長		中	津川	秀樹
町民生活課長		岡	田	健一
保健福祉課長		佐	藤	茂文
産業振興課長兼 農業委員会 事務局		加	藤	伸二
都市建設課長		小	野	好生
教育総務課長		木	幡	邦枝

職務のための議場出席者

事務局	長	大	堀	勝	文
書	記	千	葉	奈	菜
書	記	荒		萌	生

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、7番、三宅信幸議員は欠席届が提出されております。ご報告いたします。

◎一般質問

○遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番、寺島博文議員。

〔4番 寺島博文議員登壇〕（拍手）

○4番寺島博文議員 おはようございます。受付順位1位、議席番号4番、寺島博文でございます。
それでは、さきに通告しております3件、10点について順次質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1件目は、子どもたちの安全について。平成13年、2001年6月8日、学校の安全を崩壊させる事件がありました。大阪教育大学附属池田小学校に刃物を持った男が侵入し、貴い命が奪われた事件です。学校内への不審者の侵入は、今も後を絶ちません。令和2年11月、宮城県登米市の認定こども園、豊里こども園に刃物を持った男が侵入した事件、そして先月5月8日、東京立川市立第三小学校に児童の母親の知人男性2人が教室で暴れ、教職員がけがをする事件がありました。新地町の各保育所、小中学校を安全で楽しい場所にするため、1、出入口の施錠、2、面談などで訪れる方の対応、3、さすまたの保管及び訓練、4、不審者侵入における児童生徒の避難訓練、5、緊急通報システムなど5項目の防犯対応について再確認し、安全確保を図るべきでないか伺います。

2件目、次に、鹿狼山周辺の整備についてですが、質問に入る前に、今年3月に長年の課題だった駐車場が拡大整備され、とても満足しております。たくさんのハイカーさんから喜びの声が届いております。

それでは、質問に入ります。町道鹿狼線沿道に植樹されている桜の木ですが、寿命や病害に遭い、枯れている木が多く見られます。4年前にも調査し、枯れ木は伐採処分をしていただきましたが、十分な状況とは言えません。再度調査し、伐採及び植え替えなど対策を講ずるべきでないか伺います。

2点目は、第2駐車場南斜面上部は急勾配になっており、危険な状態にあります。まあるの庭入り口扉脇から第2駐車場南斜面上部へ歩いて行ける状況にあります。観光客が入り込み、万が一足を滑らせれば、急斜面を転がり落ちる危険があります。安全のため立入禁止としてフェンスを取り

付けるなど、進入防止及び滑落防止を講ずるべきでないか伺いいたします。

3点目、山の地形や地質は複雑で、温暖化の影響もあり、気象条件次第では水の処理が難しい状況であります。今年4月の大雨の影響で、町道鹿狼線側で1箇所、第2駐車場で2箇所が崖崩れしてしまいました。現在は、応急処置としてブルーシートで覆われていますが、また大雨が降って、さらに崖崩れが拡大するおそれがあります。2次災害にならないよう、早急に復旧計画を立てるべきでないか伺いいたします。

次に行きます。町有バス使用の管理規程について。1点目、運行基準第5条（3）、走行距離は1日おおむね200キロメートル以内とある。町有バスの利活用をしやすいするため、規程を変更し、400キロメートルまで延長できないかについて。町は、独自の条例や規程に基づき、バス利用や管理に関するルールを定めている中で、第5条（3）、走行距離は1日おおむね200キロメートル以内となっていますが、東北中央自動車道と常磐自動車道の接続により移動範囲が広がりました。町有バスの活用をしやすいするため、管理規程を変更し、400キロメートルまで延長できないか伺いいたします。

2点目、運行基準第5条（1）、日曜日及び休日の運行を除くとある。利活用しやすいため、曜日基準は撤廃すべきでないかについて。町有バスは、コミュニティー活動、文化活動など様々な活動の運行に使用されており、利活用しやすいため、曜日基準は撤廃すべきでないか伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 4番、寺島博文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、子どもたちの安全についての1点目、子どもたち、保育所、小中学校の安全確保について対応を伺う。①、出入口の施錠。②、面談などで訪れる方の対応。③、さすまたの保管及び訓練。④、不審者侵入における児童生徒の避難訓練。⑤、緊急通報システムについてですが、保育所については、①については、登所、降所時以外の時間帯は施錠しております。②については、あらかじめ面談の日時、名前を確認し、当日はインターホンまたは防犯カメラで確認して、面談を行います。③、④については、関連がありますので、まとめてお答えします。さすまたは、各保育所にそれぞれ2本、事務室と教室に1本ずつ保管し、年1回、相馬警察署の協力の下、防犯訓練を実施しております。その中で職員の通報訓練、移動の避難訓練、さすまたの実地訓練を行っております。⑤については、民間の通報システムを導入しております。

次に、小中学校についてお答えをいたします。①、出入口の施錠についてですが、町内小中学校の児童生徒の昇降口については、4校とも常時施錠を基本としておりますが、学校の構造がそれぞれ異なっているため、学校の実情に応じて対応しております。また、職員玄関についても、各学校

ごとに構造が異なっており、各校とも不審者侵入に注意を払いながら対応しております。具体的な各校の対応については、福田小学校は常時施錠、新地小学校は職員玄関と児童の玄関が同じ場所になっており、玄関に来訪者が来ても直視できないことや、インターホンも設置されていないことから、児童が利用する玄関は施錠するものの、職員や来訪者の玄関は木製のあおり止めでドアノブを固定する簡易施錠を施すなどしております。駒ヶ嶺小学校は、小学校の造りが複雑であることや、授業で移動することが多いことから、施錠を基本としながらも、職員玄関と各棟の連絡通路は未施錠となっております。尚英中学校は、生徒用昇降口は生徒が登校した後施錠し、職員玄関については、2階に事務室や職員室があるため、現時点では未施錠となっております。

②、面談などで訪れる方の対応については、4校とも防犯カメラ、モニター、あるいは人感センサー等で来訪者の存在を確認しております。また、通用口は職員玄関のみとし、来校者名簿に氏名を記入することとしております。具体的には、福田小学校は、防犯カメラやモニターで確認、施錠を解除し、教頭、事務職員、もしくは養護教員が対応しております。新地小学校と駒ヶ嶺小学校は、職員玄関から入り、職員室で教頭や事務職員が対応しております。尚英中学校は、インターホンで2階事務室で用件を伝えていただくよう案内し、来校の目的を確認しております。

③、さすまたの保管及び訓練並びに④、不審者侵入における児童生徒の避難訓練についてですが、町内4校とも危機管理マニュアルを作成しており、相馬警察署署員の指導の下、さすまたの使用も含めた防犯訓練、防犯教室を毎年実施しております。また、さすまたの保管場所は、各小学校は職員室と各教室に配置しており、中学校は緊急時どの職員でも持ち出せるように、職員室前の廊下に2本配置しております。この訓練では、不審者進入時の初期対応と情報伝達、役割分担の確認、児童生徒の安全確保、避難誘導の徹底、警察や関係機関との連携強化と教職員の危機管理意識の向上を図りながら、各校とも様々な場면을シミュレーションして実施しているところであります。

⑤、緊急通報システムについてですが、全校とも警察直通の非常通報システムは導入していませんが、不審者侵入時にはあらかじめ約束事を決めており、全教室へ周知、迅速な情報共有により児童生徒の安全を図ることとしております。

次に、鹿狼山周辺の整備についての1点目、町道鹿狼線沿道に植樹されている桜の木について、寿命や病気などで枯れている木が見受けられる。4年前に調査し、枯れ木の伐採を行ったが、再度調査し、伐採や植え替えなど対策すべきでないかについてですが、ご質問の桜の木については、平成4年の町道鹿狼線整備事業に合わせ、鹿狼山ふれあいとやすらぎの森づくり事業で植樹したものであります。植樹から30年が経過した中で枯れ木や枝の落下が目立ち始めたため、令和3年9月に新地町建設業組合のボランティア活動により、枯れ木の伐採を行いました。今年度、町道鹿狼線の維持修繕工事を実施するため、改めて調査を行ったところ、枯れ木を確認したため、維持修繕工事の中で伐採処理することとしております。なお、当該工事については、間もなく発注する予定となっております。現在町道鹿狼線の植樹帯には、桜の木のほか、アジサイやユキヤナギ、シランなど

の花木も多くありますので、現在のところ植え替え等は考えておりませんが、今後桜の木の枯損が進む場合もありますので、状況を見ながら、管理面も含めた中で検討してまいります。

2点目、駐車場整備に伴い、第2駐車場南斜面上部は急勾配になっており、危険な状態である。まあるの庭入り口手前から第2駐車場南斜面上部へ歩いて行ける状態にある。立入禁止としてフェンスを取り付けるなど、安全対策を講ずるべきでないかについてお答えをいたします。鹿狼山駐車場整備工事は令和6年度に実施し、121台分の駐車スペースを整備いたしました。ご質問いただいた件につきましては、安全対策として立入り制限するため、セーフティーコーンやコーンバーを設置し、併せて立入禁止の表示を行い、安全対策を講じているところであります。

3点目、4月初めの大雨で崖崩れが発生、現在ブルーシートで覆われている。町道鹿狼線側で1箇所、第2駐車場で2箇所、崖崩れから2か月が経過している。今後の復旧計画について伺うについてお答えをいたします。鹿狼山駐車場整備工事は令和6年7月に工事着手し、令和7年3月21日に竣工いたしました。その後4月初めの降雨の影響により法面が複数箇所崩れ、応急処置を実施しているところであります。復旧工事につきましては、5月29日に発注しております。

次に、町有バス使用についての町有バス使用の管理規程、①、運行基準、第5条、走行距離は1日おおむね200キロメートル以内とある。町有バスの利活用をしやすいするため、規程を変更し、400キロメートルまで延長できないか。②、運行基準第5条、日曜日及び休日の運行を除くとある。利用しやすいするため、この曜日基準は撤廃すべきではないかについてですが、新地町町有バス使用管理規程は、町有バスの使用管理について、必要な事項について定めております。ご質問の第5条につきましては、第1号で、日曜日及び休日の運行を除く、第2号で、運行時間は町職員の勤務時間とし、運転が連続して2時間を超える場合は10分以上の休憩を取らなければならない。第3号で、使用日数は連続して2日を限度とし、走行距離は1日おおむね200キロメートル以内とする。第4号で、乗車人員は10名以上とする。第5号は、車内で酒類は用いないことを規定しております。これからも町有バスの適正な利用のため、運転者の健康管理を考慮し、かつ利用者の安全や安全運転を確保するため、運行の基準を定めておりますので、見直しは考えておりません。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 ご答弁ありがとうございました。再質問の前に、6月8日で大阪教育大学附属池田小学校の殺傷事件から24年がたちましたという記事がありました。それから、先日、5月8日からちょうど1か月がたちました。子どもたちの安全を守るため、垣根を越えてどうしたら守れるかということをこれから論議していきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、保育所から質問させていただきますけれども、緊急システムというか、緊急通報システムについては3施設ともあるということで、緊急システムについては問題ないのかなと思っていますけれども、訓練のときさすまたの訓練とかやっていると思うのですけれども、保育所の方はほとん

どが女性の方です。男性の方であれば、ある程度対応というか、力もそれほど差はないと思うのですが、女性の方ですと、かなりその辺が問題になるのかなと思います。女性の保育士の訓練についてはどのようなやり方でやっているのか、分かる範疇で教えてください。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 お答えします。

町長の答弁でもありましたように、相馬警察署の署員の協力の下、有効なさすまたの使い方ということで指導を受けていると聞いております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 適切なやり方を、訓練を受けているということで安心いたしました。今後とも訓練を続けていってほしいと思います。

緊急通報システムですけれども、保育所のやっている通報システムというのは、概略で結構ですが、どのような内容なのか教えてください。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 お答えします。

こちら民間の緊急通報システムを導入しておりますが、害をなす方が入ってきたときにどのような対応になっているかということをあまりセキュリティの関係上公表できませんが、ボタンを押して通報するタイプになっております。あと、そのほか民間と連絡を取り合うようなシステムになっております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 セキュリティの問題で詳しくは話せないということだと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それで、今度中学校のほうに行くのですけれども、池田小学校のときもそうですけれども、今回の5月8日の立川でもそうなのですけれども、要するにもう犯人が、犯人というのですか、侵入者が入り込んできて、今回の事件になったということなので、先ほどの答弁の中で中学校は職員室に入ってきてお話しされるということだったのですけれども、この辺のところでの問題というか、危険性というのはどうなのかなと。入ってきてからの対応となると、かなり厳しいものがあるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの寺島議員のご質問ですが、尚英中学校の職員室が2階にあるということで、常時施錠しておりますと、インターホンが鳴るたびに職員、先生方が随時下まで下りていってという対応が求められます。先生方もそれぞれに授業等お持ちですので、なかなかそうい

った対応には苦慮しているところだと思いますので、実際職員室に来校者があった場合には、周りの職員等もおりますので、そこは適宜注意しながら対応をされていると考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 一番そこがネックになるというか、心配なところもありますので、今後再度その辺のところをよく検討されまして、安全の確保をお願いしたいと思います。

次に行きます。鹿狼山の周辺の整備について、枯れ木のチェック及び伐採、これは先ほどの答弁の中で調査、伐採すると。調査は終わったのですよね。その辺伺いたいのですが。

○遠藤 満議長 小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 お答えいたします。

枯れ木の調査については、終了しております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 今回、私も先日そこを通ったのですけれども、ピンクのテープが巻いてありましたけれども、あれが伐採する予定のものですか。

○遠藤 満議長 小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 お答えいたします。

テープの巻いてあるものが枯損している桜の木ということでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 この予定数というのは、何本分かかりますか。

○遠藤 満議長 小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 お答えいたします。

16本でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 16本ということをお話されました。あと何本残るか分かりませんが、かなり歯抜けの状態というか、見栄えが悪くなるような状況になるのではないかなと思うのです。鹿狼山は非常に最近でもハイカーさんもいっぱい来て、いいところなのですけれども、駐車場も拡大整備されて、先ほども言いましたけれども、かなり好評を得ております。やはり来るときに沿道に花木とか、そういうのが整備されていると観光客の目を喜ばせて、楽しませて、またリピーターとして来るのではないかなと思うのです。先ほどの答弁で、まだ今のところ考えていないと、植え替えについて。桜の木の枯損の進み具合で今後検討するということなのですから、枯損の進み具合、

ではどのぐらいになったら植え替えを計画する予定なのか、その辺お伺いしたいのですが。

○遠藤 満議長 小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 お答えいたします。

どれぐらいの本数になったらという部分は、まだ検討段階に入っておりませんが、大分少なくなってきた状態、やはり観光客の皆様も多く訪れる場所なものですから、そこら辺は検討していかなければならないと考えておりまして、先ほど町長答弁にもありましたように、木を植えるのか、それとも低木、それとも草木を植えるのかというところも、先ほど答弁ありましたように管理面も考慮しながら、検討していくということになると思います。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 私からも提案なのですが、今桜の木とか、アジサイとか、あといろいろあるのですが、見ていて非常にきれいだと思うのが、あと長く見れるのがアジサイとか、それからハナミズキとかあります。そういったところを今後検討されるのであれば、そういったハナミズキとか、アジサイの植え替えを検討いただければと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に行きます。まあるの庭の入り口手前から第2駐車場へ歩いて行けるというところで、現在、今セーフティーコーンとバーで、あと立入禁止という立札、立札だけぶら下がっているのですが、それでやっていますけれども、実際簡単に入っていける状態なのです。だから、ある人から言われたのですが、あれ暫定対策でしょうと。すぐに入っていって、例えば子どもたちがずっと中に、奥に、あそこから入っていって、第2駐車場の急斜面のところに、今工事中でブルーシートかぶっていますけれども、そこに行ってしまうと、万が一子どもたちとか、そういうところで足滑らせてしまったら大変なことになると思うのです。事故とか起こった後からでは遅いと思いますので、もうちょっときちとした安全対策をやるべきではないかと思うのですが、再度その辺についてお伺いいたします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

フェンスとか、そういった恒久的な施設の要否ということでありまして、まずは当面今のところはセーフティーコーン、今のコーンバーでまず対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 また同じ質問しても堂々巡りになりますので、やっぱりフェンス設けて、最低限あそこに、どんぐりですか、どんぐりのところに行くところと、あとまあるの庭のところの扉の脇空いている隙間あるので、ガードレールがあって、ちょっと隙間があるのですが、最低そ

こだけでも完全にとって言ったらおかしいのですけれども、入る人はどんなにしても入るのでしょうけれども、ある程度そこは完全なフェンスを設けて、入っては駄目なら入れないぐらいの状況にすべきだと思いますので、その辺はご検討を。要望して次に進みたいと思います。

次に行きます。先ほどの土砂崩れの件、原因はいろいろあったのでしょうけれども、あれからもう 2 か月たっているわけです。非常に、これから梅雨の時期に入って、また 2 次災害に波及することになれば、もっともっと大変な工事になってくるのではないかと思いますけれども、先ほど 5 月 29 日に発注したということですので、これから工事に入るのだらうと思います。よろしくお願いいたします。

次に行きます。町有バスの使用管理規程についてですけれども、結論から言えば、見直しはしないと。運転者の健康管理と安全運転を確保するためということだったと思います。先ほども話しましたけれども、常磐自動車道とか、それから東北自動車道が接続されて、移動範囲が広くなりました。広がっています。ここにある新地町の町有バス使用管理規程は、平成 2 年にできたものです。もう既に 35 年以上も前にできた規程です。利用状況からしても、既におおむね 100 キロというか、200 キロメートルを超えて行っているところ、それから曜日についても、日曜日も運行しているようなところもあるわけです。だから、実際に合った、要するに今 100 キロで行けば、もう 1 時間で 100 キロまで行ってしまうわけです。往復だともう 200 キロになるわけです。おおむねって入っていますから、そこにプラマイの差はあるのでしょうかけれども、実態に合った規程に変えるべきだと思うのです。隣の市ですけれども、あとほかの市町村でもそうですが、条件が緩和されていて、隣の市だと距離数はないです。ただ、北は青森、南は東京まで、大体 300、400 あるのかな、というようなところになっています。あと、曜日についても、運転者が民間の方あるいは使用者になります。ただ、運転者については、運転履歴のある者というような規程はあるみたいですが、そういうような貸出しになっています。新地町も、規程に最初に公用となって、公用車ということになっていて、それができないのだと思うのですけれども、そういったところの規程の見直しをしていただいて、町民の方が使いやすくなるようにしていただければと思うのです。これ要望して、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 これで 4 番、寺島博文議員の一般質問を終わります。

暫時休憩を取ります。

午前 10 時 41 分 休 憩

午前 10 時 50 分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、吉田博議員。

〔5番 吉田 博議員登壇〕（拍手）

○5番吉田 博議員 5番、吉田博であります。通告書に従いまして質問をしたいと思います。

随分前の話になりますけれども、アメリカがくしゃみをすれば日本が風邪を引くというようなことが言われておりました。今は、中国がくしゃみをすると、アメリカ、日本そしてEU諸国が風邪を引き、香港、台湾などが肺炎を起こすというように言われている世界の経済事情であります。それを知ってか、米国大統領自身の国の中で関税を60パーセントから120パーセントかけるというような発表をいたしまして、国会がコロナ感染のような賑わいになっておりますけれども、早く収束をしていただきたいものであります。そして、日本では物価高の中に拍車をかけたのが米の高騰であります。農林水産大臣が軽率な発言によって更迭され、新たな大臣には備蓄米の放出について、いわゆる農水族というような方々から、議会に諮らなかつた云々でまた内部でのもめごとがあつたようであります。このような報道があつた中で、政府の米に対するものがどんどん、どんどんと明るみに出てきました。その中で、JAが6つの問屋を渡って我々の手に入るというようなことが報道で示されております。このようなことがあるために、なるほどなというようなことも起こりました。6つの問屋をまず1つ、2つにすれば、やっぱりその米を作っている人たち、農家にも利益もあるし、我々消費者も、その浮いた分で米がある程度安く買えるのではないかというような思いもしております。

また、この国会で、学校給食が小学生に限って無償化にしようというような議論がされております。新聞等によりますと、6月、国会は終わるようですので、それが可決、成立するのではないかというような新聞の報道もありました。そのような中で、本年度の予算で我が町の学校給食費が無償化にするというようなことになりました。これまで多くの議員から給食の無償化については要望がありましたけれども、町長は、米の補助で町の予算として上限にしたいのだというような答弁をしまいでました。本年度の給食の無償化については大変驚いた場面も私はありましたけれども、やはり子育て支援の観点から喜んでいる方が多いというように推察しております。

さて、本日の私の一般質問の要旨でありますけれども、東北6県の中で秋田県、山形県、この両県の人口が100万人を割つたというような報道があります。全国的な人口減といえども、やはり日本の人口は減る一方であります。我が町も同様に感じておりますし、また危機感を持って当たるべきではないかという私の思いもあります。そして、この問題というのは、人口減の問題はすぐにできることではありませんので、やはり一つひとつ時間をかけて、町の将来の確実な発展を礎にしていきたいとの思いから、この質問をさせていただきます。

まず、件名、第1でありますけれども、地域コミュニティの活性化についてであります。これまで町としても、こういったことに関して一生懸命努力してきたことでもありますけれども、なかなか思うようにはいかなかったような気がいたしますので、これらについての第1番目ではありますが、

まちづくりは地域の人とのつながりが最も大切であります。これまで行ってきたコミュニティ政策をもう少しよりよいものに見直すべきだと思いますけれども、町の考えをお伺いしたいと思います。

1 件目の 2 番目であります。公民館教室は、町民の憩いの場となっていると思っております。発表会や作品の展示会は誇らしいものがあると私は存じております。参加者の意見交換会や要望調査などを行って、もっと有意義な活動をしてはどうかというようなことをお伺いいたします。

3 点目でありますけれども、出会いの場を与えるものも行政の一環だと、私はこう思っております。そして、公民館活動以外にもやはり行政区、それから福祉協議会、老人会等々の全ての団体を統括する機関を設けたら、もっともっとこの活動が活発になるのではないかというような思いをしておりますので、町の考えをお伺いいたします。

続きまして、2 件目でありますけれども、商業施設の利活用について伺いたいと思います。初めに、駅前商業施設に休店しているところがあります。当初予定していた商業施設の目的、これを私は大変期待しておりましたけれども、その目的を今現段階で満たしているのかというようなことをお伺いしたいと思います。

2 番目に、UDC しんち及び明治大学の町への支援ということですが、これらについては大変有意義なものと私は受け止めております。これらの団体の活動の場をなぜ駅前の商業施設に置かなくてはならないのかなというようなことを疑問に思っていますので、これらについてのお答えをいただきたいと思います。

そして、3 番目でありますけれども、商業施設は町の活性化を図るとともに、有料駐車場、それから施設の利用料、そしてエネルギーセンターのガス等々の提供によってエネルギーセンターの収益を得るというような施設でもあると思いますので、料金収入を得られる別な団体、別な企業を誘致すべきではないかというようなことをお伺いしたいと思います。

以上 2 件、6 件についてご答弁をよろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 5 番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、地域コミュニティの活性化についての 1 点目、まちづくりは地域の人とのつながりが最も大切であり、これまで行ってきたコミュニティ政策をよりよいものに見直すべきと思うが、町の考えを伺うについてですが、本町には昔ながらの地域コミュニティが根差しており、町民の福祉や地域の文化を支え、行政区が町のパイプ役を担っていると考えております。時代や社会状況の変化とともに行政に対するニーズが多様化、高度化し、行政だけで運営できるような時代ではなくなっている中で、住みやすく、魅力あるまちづくりにしていくためには、教育や子育て、医療や福祉、防災など、地域住民と行政区、町、関係機関、団体等がそれぞれの役割を担いながら、協働の体制づくりを進めていくことが重要となっております。さらに、協働の取組に当たっては、

若い世代や女性など多様な参画を得るため、町政や各種活動に関する情報を様々な手法で発信し、情報をみんなで共有することが求められます。このようなことから、第6次新地町総合計画において、まちづくりの目標の一つに住民力を活かすまちづくりを掲げ、協働によるまちづくりの推進に取り組んでおります。町民参画の推進、まちづくり情報の共有化を施策とし、各事業に取り組んでおります。町民参画の推進といたしましては、まちづくり懇談会等による公聴事業、協働のまちづくり推進事業、青少年健全育成町民会議の推進、男女共同参画プラン推進事業。まちづくり情報の共有化につきましては、広報しんちの発行などに取り組んでおります。各事業につきましては、当町を取り巻く情勢の変化等を捉え、必要により見直しをしていながら実施してまいります。

2点目、公民館教室は町民の憩いの場となっており、発表会や作品展示会は誇らしいものがあるが、参加者の意見交換会や要望調査などを行い、もっと有意義な活動をすべきでないか何うについてお答えをいたします。町では、多様な学習機会や活動の場を提供し、一人ひとりがその個性や能力を伸ばし、生きがいのある健全な社会をつくるため、生涯学習のまちづくりを推進しております。毎年、町内3箇所の社会教育施設においてそれぞれ公民館教室を運営し、多くの町民の方に参加いただいております。令和6年度は、新地公民館では太極拳教室、俳句教室、ヨガ教室、ズンバ教室を開催し、年間で327名が参加されました。駒ヶ嶺公民館ではガーデニング教室、しあわせ脳あそび教室、洋菓子&パン教室、ハンドメイド教室、クラフトバンド教室を開催し、年間568名が参加されております。勤労青少年ホームでは陶芸教室、そば打ち教室、和のキルト教室、ケーナ音楽教室、アートフラワー教室を開催し、年間で371名が参加されました。また、毎年1月には生涯学習フェスティバルを2日間にわたり開催し、各公民館教室の参加者と公民館において活動する文化団体、サークルの方々による学習発表や作品展示を開催しており、令和6年度は約1,000人の来場者で賑わいました。

参加者の意見交換や要望調査といったことは、各教室の中で教室ごとに意見交換が行われており、その中から新たな取組や新しい教室の開講へとつながっております。新たな取組といたしましては、令和5年度から町民のニーズにお応えして、わかりやすく楽しく学ぶデジタル講座を開講し、スマートフォンやタブレットなどの機器を使った基本的な操作とアプリやSNSの使い方などを学べる教室を開催いたしました。令和5年度には100名、令和6年度には58名の町民の方々に参加をいただいております。また、今年度、公民館教室の参加者からの要望を受け、新たに健康運動教室を新地公民館で開講したところであります。今後も各教室や講師の先生との意見交換などを活発に行いながら、次年度の各種教室と生涯学習講座を計画してまいりたいと考えております。人生100年時代がうたわれている今、長い人生を心豊かに健康に過ごすため、町民一人ひとりが生きがいと自己実現を求めて主体的に学び続けることが大切であります。高度化、多様化した町民の学習ニーズに応えるために、ライフステージに応じた魅力ある学習機会の提供と内容の充実を図ってまいります。

3点目、出会いの場を与えるのも行政の一環であり、公民館活動以外にも行政区、福祉協議会、

老人会等全ての団体を包括する機関を設けるべきと思うが、町の考えを伺うについてお答えをいたします。町民誰もが健康で豊かな暮らしを営み続けるには、地域で暮らす人と人とお互いに助け合い、支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の構築が必要であります。町では、長きにわたり行政区が中心となって地域のコミュニティが形成され、人と人とのつながりを基盤とする地域の力が新地町のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。自主防災組織や各地区の老人クラブ、青少年健全育成町民会議地区協議会、交通安全協会各支部など、各地区で活動する団体も地域コミュニティの中で重要な役割を担っております。地域において活動する多様な団体がそれぞれの得意分野を活かし、柔軟かつ有機的に連携し、地域課題の解決に向けてつながり、地域力を高めていくことが重要であると考えますので、引き続き行政区を中心に連携強化を図り、地域コミュニティの活性化に努めてまいります。

次に、商業施設の利活用についての 1 点目、駅前商業施設に休店しているところがあるが、当初予定していた商業施設の目的は満たしていると考えているのか伺うについてですが、新地駅前の複合商業施設は東日本大震災からの震災復興事業の一環として整備した施設であり、津波により失われた各種商業施設の再建や新規参入事業者のため、利便性のよい新地駅前に整備することにより、近隣の公共、公益施設などと連携を図ることで各種イベントとの相乗効果が見込まれております。現在は 1 店舗が休店状態ではありますが、他の店舗は飲食店や学習塾などが営業されており、多くの町民に利用いただいておりますので、一定の成果は上がっていると考えております。

2 点目、UDC しんち及び明治大学の町への支援は大変有意義なことで受け止めているが、これらの団体の活動の場をなぜ駅前商業施設に置く必要があるのか伺うについてですが、当町は東日本大震災からの復旧、復興事業への取組を進めていくとともに、環境未来都市に選定されるなど、環境やエネルギーに関する取組を進めてまいりました。2018 年には新地町、国立環境研究所、東京大学大学院新領域創成科学研究科の 3 者で環境・エネルギー・まちづくり等に関する連携・協力に関する協定を締結いたしました。新地駅周辺においては、復興事業により、新地町の新たな拠点として公共施設等を整備いたしました。UDC しんちを活用し、それら公共施設等の住民による活用を推進することで文化交流センター、複合商業施設や観海堂公園など、新地駅周辺を新たな拠点としてのエリアづくりを進めていくとともに、3 者協定に基づく取組を展開していくため、復興事業の一つとして整備した新地町複合商業施設に UDC しんちを設置し、関係機関や住民等とも連携し、協働して研究、教育及びまちづくり等の活動を行うこととしております。

3 点目、商業施設は町の活性化を図るとともに、有料駐車場、施設利用料、そしてエネルギーセンターの収益を得る施設でもあるので、料金収入を得られる企業等を誘致すべきでないかについてですが、複合商業施設内の店舗等に関しましては、各種事業者がそれぞれの業務を営んでおります。1 店ほど休店している事業者がおり、再開に向けて何度か相談しているところであります。この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止協力などをはじめとした様々な事情により、いまだに再

開にこぎ着けていない状態であります。このような状況ではありますが、町といたしましても、このまま休店の状況は好ましいとは思っておりませんので、店舗の再開が見込めない場合は、契約期間内において適宜協議を進め、地域商業の振興と地域活性化を図るため、新たなテナントの募集も検討してまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 これより再質問をさせていただきます。

初めの地域コミュニティの拡大についてであります。この1番目、町ではこれまで当然一生懸命やってきたというようなご答弁でございました。そして、その中に、第6次計画で示しているように、住民力を活かすというような答弁がありました。私もその住民力を活かす考えについては同感いたします。ただ、この住民を活かすことにどのような手腕といいますか、やり方っていいですか、そういったことをもう少し具体的にお答えできるのであれば伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

具体的に住民力の手腕をどうするかという、具体的にというお話でありましたけれども、町では総合計画の下に行動計画を定めておりまして、その中で先ほど町長が答弁したとおり、様々な事業を行っているということであります。住民力を活かすまちづくりに係る部分については、町民参画の推進、まちづくりの情報の共有化というところで様々な事業を実施しているところでありまして、実施につきましては、手腕といいますか、そのとき、そのときの状況を照らして、関係課と適宜考えながら実施をしているというところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 町として一生懸命努力しているのだというような答弁でありますけれども、ここで私が質問している大きな主旨というのは、町の努力でもって町内にいろんなグループなり、そういったものができているのは承知しております。ただ、私が見る限り、そのグループ、グループがぽつん、ぽつん、ぽつんとあって、それが1つの何かの線でもってみんなが意見交換ができるような場をつくれないうのかなというようなのが私のこの質問の主旨でありますので、もう少し、これ以上、やっていることは私も分かっています。ただ、もう少し強いつながりを持てるのに、その1つの団体、団体との町との、職員の中でもうちょっと話を、よりよい方向に行くような話し合い、1つの団体が、いや我々はこれで充分だというのであれば、それはそれでいいかと思いますが、私は個人的にこれを見た場合にもっとつながりが薄いのではないかと、そういうような思いを持っておりますので、今課長の答弁では精いっぱいやっているから、これで充分だというような答弁のように聞こえました。もう少し一歩進んだ介入ができないかと思いますが、どのようなお考えを

持っていますか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今吉田議員から、行政が頑張っているというようなことを発言でありましたが、私の答弁ではそういう主旨ではなくて、地域のコミュニティーづくりには各地区がそれぞれ頑張っているのだと、そういうことを主体的にこれからもやっていきたいという答弁でありますので、あと今吉田議員が言われた、それぞれの団体が頑張っているのをもう少し連携させる力を行政に発揮してほしいということでの再質問でありましたので、できるだけそういった部分については、今後も考えていきたいと思います。ただ、地域コミュニティーは行政で引っ張るものではないと考えております。それぞれの地域が一生懸命やることによって、それがひいては町に影響もしてくるし、そして町もそれによって、今度は逆に動かされていくのだらうとも思います。ただ、吉田議員の言われたとおり、うまく調整ができるかどうかも含めて、今後充分に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 ただいまの答弁、ある意味では納得いたしました。町の職員もこういったものに関して何から隅から隅までやるというのは、私もそれは分かっているつもりであります。ただ、もう少し一歩踏み込むような努力をしていただきたいというような思いで質問いたしました。

次、2番目の公民館教室について再度質問いたします。私も公民館主催の男の料理教室に何回か参加させていただいております。この料理教室は午後からで、そして作ったものをみんなで食べるというような、そういった計画なのではないかと思っておりますけれども、実は私もこの教室に何回か出て思うのは、これ年1回なのですね、開催しているのは。それもある程度の予算といえますか、それもあると思うので、会費が1人1,000円ですか、それで材料を買えというのもなかなか大変だなというような思いはありますけれども、ただせっかくこういった料理教室をやるのであれば、町で取れる、四季折々に野菜でも何でも取れると思うのです、町内で。それから、魚も取れますよね。季節折々のそういった材料を使って、スーパーから買ってきたものばかりでなくて、例えばニラの季節もある、あるいはジャガイモの季節、キャベツの季節、そういった野菜の四季折々の町で採れたようなものを使いながらやっていただきたいということ、それから一つ要望になりますけれども、夕方っていいですか、午後からでなくて、私が回数行っていた中で、もう作るのに手いっぱい、時間5時までですよってなったときに、もう作ったものをそれぞれが分けて持って帰ってというようなことが多かったのです。ですから、そうではなくて、例えば午前中にやれば、作ったものでお昼を食べながら、集まった人たちでいろいろな話合いができる場もいけるのではないかなというのが私の今の質問の主旨なのです。ですから、そういったものを年1回でなくて、今言ったように町の野菜、採れたての野菜、魚などなんかを使ったような献立をやったらいかがでしょうか。

と。そして、作ったものを食べて、しょっぱいとか、甘いとか、うまくないとか、おいしいとかという、そういったお互いのコミュニケーションができるような場をつくる時間帯ではいかがでしょうかというような質問であります。ご答弁いただければ。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの吉田議員の質問にお答えしたいと思います。

ただいまお話あった料理教室、こちらは男女共同参画推進事業で取り組んでいる事業でございます。公民館教室ということではございませんでした。男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を充分に発揮する社会の実現を目指してというこの事業の中の一つとして男の料理教室というものを実施しておりました。吉田議員から提案ありました季節の野菜、町内の野菜とか、あとは開催時間等、こちら協議会で今あったお話も提起しながら、1回限りということではなく、数回開催できるのか、または町の食材も活用できるのかも諮ってまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 答弁いただきましたけれども、今課長の答弁では、これはあくまでも男女共同の行事なのだというような答弁ありました。そうしたら、わざわざここに男の料理教室というような題材で募集する必要はないかと思うのですけれども、この男の料理教室、なぜこのようなネーミングにしたのか。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 目的をただいま述べさせていただいたのですが、この男女共同参画推進事業というものが、男女がお互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を充分に発揮できる社会の実現ということで、家事を女性だけではなくて、男性の方も料理と一緒にできるとか、例えば奥さんが仕事で忙しいときは旦那さんが料理をして作るとか、お互いに性別に関係なく家事をやりましょうというような主旨の下で男の料理教室をやってはどうかというものがありましたので、実施している事業でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 今の答弁で、男も家事をやりなさいというのが目的のような答弁だったと思いますが、分かりました。次の教室でそのように参加者に私からも伝えたいと思います。

それでは次、出会いの場を考える行政、先ほども町長から答弁がありました。地域のコミュニティーは、町で誘導するものでないというようなことでありますけれども、ただ私の行政区でもコミュニケーションを取るために行事をやっております。また一方では、別の行政区では、うちでは何もないというような、そういった話もありますので、こういった機会を多くして、そして例えば行

政区、行政区で何かやっているようなことがあれば、行政区間での交流というようなものもあっていいのかなというような思いもいたします。そこで、その役目を町で、例えば福祉協議会の会合なり、あるいは行政区長会の会合なりを町の主催でやっている場合もあるのですから、そういった面で、その他の事項でもつくってもいいですから、こういったことはどこどこでこういったこともやっていますよというような、そういった誘導も町でやっていただきたいのと、これは要望であります。

それでは、2件目の駅前商業施設についてであります。先ほど答弁の中に、1店舗が休業しているというようなことであります。そして、これらについては、当初の目的に、ある一定の評価がなされるものというような答弁がありました。ただ、この休店している店、いわゆる今この町でもいわゆるシャッター通りというようなことがあると思うのです。そうすると、あそこの目的の店に行ったら閉まっていたというようなことで、普通だったら目的の店に行ったら、隣の店に行って、ちょっとのぞいてみようかというようなことがあるのですけれども、やはり少ない数の店舗数の中で1店舗が休店しているというのは、私はデメリットに近いのではないかなと思うのです。ですから、この1番、2番、3番の中でも、町長が答弁しました、なるべく早く、休店をこのままに置かないで、テナントとしての開店を望んでいるというようなことでありますけれども、やはりそこには今休んでいる人との約束事といいますか、何かがあると思うのです。ですから、これは店が金さえ払えていれば、家賃さえ払ってあれば休んだっていいのではないかなというようなことなんかもあると思うのですけれども、それらについての規定、規則がネックになっているということはありませんか。

○遠藤 満議長 休議します。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 前々からお話はしておりますけれども、自分では出店したいという意向で話されておまして、それに対して町も期待をしていたのでありますけれども、それがなかなか現実的にできていないということで、その契約、今年度何月かちょっと記憶ありませんけれども、切れると思いますので、そのときまでにはどうするか、そのとき続けることができないのであれば、もうやめてもらうとか、そういう話になるかと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 せっかくの町の活性化を図るための施設ですから、少しでも早い開店を願うも

のであります。

次に、UDCしんちの場所についてであります。商業施設の北側にあります。これは、私が思っ
て一般質問するものではありません。町民の方から何でというような、私に問いかけがあったので、
では聞いてみましょうというようなことで発言するものでありますが、1つは、あそこのところに
貸し自転車あったような気がします。今行ってみると、貸し自転車出ていませんよね、あそこのと
ころの前に。そういったもので、UDCしんちが出たために、あそこに造ったために貸し自転車が
出ていないのかというような、そういった話もありました。それから、これは私が前々から思っ
ていることなのですけれども、運動公園というのですか、あそこのところの子どもの広場の西側に震
災のときに使った施設があります。正式な名前ちょっと忘れちゃったけれども、あそこは教育総務課
で管理している施設と聞いております。あそこにUDCしんち、あるいは明治大学から来たときに、
ああいったところを活用したほうがもっと広いし、そういったところを活用したほうが実が上がる
のではないかなと私は思っているのですけれども、UDCしんち、あるいは明治大学の人たちの活
動する場として、あそこの施設は使うことはできないのですか。私は、そっちに移動したほうがい
いかと思います。

○遠藤 満議長 もう一回休議します。

午前11時39分 休 憩

午前11時40分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 質問を変えます。

UDCしんちの活動の場所が駅前の商業施設内にあるというように理解しております。ですから、
ここの場所だったら、有償で借りる施設だと私は理解しておりましたので、UDCしんちは、中身
は分かりません、恐らく同じような料金を取っていないと思います。そういった意味であそこでは
なくて、もう少し広いところを、ほかの場所に移動するような方向で検討すべきではないかとい
うようなことであります。ですから、ここのところで言っているのが、あそこに置く必要があるの
ですか、狭いところに。しかも、有料の施設ですよ。そこに置く必要があるのですかというよ
うな質問です。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど町長が述べましたが、新地駅前の複合商業施設にUDCしんちを置いて、そこで様
々な活動を行っていくと、その活動が複合商業施設だけではなくて、文化交流センターとか、観海
堂の公園広場とか、そういったところでの地域住民も巻き込んでというか、関わってというか、そ

ういった活動に発展していく、それが新地駅前新たな拠点になるのだという意図でやっております。これは、平成30年6月に3者協定を町と国立環境研究所、それから東京大学大学院新領域創成科学研究科で3者協定を締結いたしましたけれども、もうそのときに東京大学で新地駅周辺にアーバンデザインセンターを設置する方針ということで進めているというところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 今の答弁を再確認したいと思います。

今課長は、東京大学、それから町、3者協定でうたっているというような答弁がありました。この3者協定の定款にうたっているというような解釈でよろしいのですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 定款といいますか、3者で基本協定書を結んでおります。基本協定書の中に、UDCを駅前に設置するということは直接は書いておりませんが、その協定を結ぶときの3者の考えの下でそういった、新地域周辺に東京大学でUDCを設置するという方針ということで進めてこられております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 先ほどの答弁には3者協定の中にうたっているというような、そう聞いたのですけれども、それはうたっていないというようなことで、それは話合いの中で決めたことだというようなことと解釈いたしました。こういった町の中で、町民がやはりその施設利用、あるいは商業施設の利用というような中で、いろいろな問題提起をされております。私は、私個人の考えでこういった一般質問をしているわけではございません。一般の町民が思っているようなことを聞いて、ああそうか、そうかというのを聞いて、自分がそれもそうだなというような思いを伝えておりますので、今後充分にやっぱり町民の意見というようなものを酌んで、これから町の発展に皆さんで取り組んでいただきたいというようなことをお願いいたしまして質問を閉じます。

終わりです。

○遠藤 満議長 これで5番、吉田博議員の一般質問を終わります。

ここで昼食を取って再開したいと思いますので、休憩をいたします。

午前11時45分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番、牛坂毅志議員。

〔3番 牛坂毅志議員登壇〕（拍手）

○3番牛坂毅志議員 午後の1番、ありがとうございます。今回私は、大堀町長へ町民が望む政策実現を期待し、5件の質問をいたします。私議員になって初めてですので、いろいろまくいかないところもあると思いますけれども、そこら辺は勘弁してください。受付順位3番、議席番号3番、牛坂毅志です。よろしくお願いいたします。

まず1件目は、大戸浜地区の環境基盤整備についてであります。質問の要旨は、広報しんち3月5日号に伊藤忠彦復興大臣に要望書を提出と大堀町長と伊藤大臣の写真が載っておりましたが、復興の計画がなかった大戸浜地区については、町長は今後どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

次に、2件目は、総合公園の活用についてであります。質問の要旨は、総合公園にある体育館のトレーニング室、野球場、多目的広場、公園など、町民、町民以外の方々も利用していると思いますが、総合公園を整備してから時間がかなり経過していると思います。そこで、総合公園の活用を改めて考えるべきではないかと私は思いますけれども、町長の考えをお伺いいたします。

次に、3件目は、キャンプ場の状況についてであります。質問の要旨は、東日本大震災の復興の一環で釣師防災緑地公園内にキャンプ場を整備いたしました、現在の現況及び今後の展開について、町長の考えがあればお伺いしたいと思います。

次に、4件目、釣師防災緑地公園内のみんなの広場の活用についてであります。質問の要旨は、キャンプ場の西側にありますみんなの広場の活用の計画があるのか町長にお伺いすることです。なぜかという、キャンプ場の西側にある施設は、私も、ほとんど、見に行くのですけれども、イベントが開かれていないと、そういうことでもったいないなと思ったものですから、ここの広場を町長はどういうふうに関活用計画があるかお聞きしたいと思います。

次に、5件目は、旧新地高校の野球場、サッカーグラウンドの活用についてであります。行くと分かりますけれども、特に野球場の中が、あの歴史のある新地高校の野球部があったグラウンドです。野球場、そこがかなり荒れています。サッカーグラウンドはある程度できるような状態なのですが、そういうことで、質問の要旨として1番目、旧新地高校の跡地利用について結論が出ない現在、この施設の跡地管理は新地町でやっているのか、福島県でやっているのか、町長にお伺いしたいと思います。

次に、2番目、今後の活用についてであります。改めて町長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、3番目として、活用について、現在空き校舎等活用検討委員会を開催し、検討されていますが、この委員会のスピードを早めるべきではないかと思っておりますけれども、町長の考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 3 番、牛坂毅志議員の質問にお答えをいたします。

初めに、大戸浜地区の環境基盤整備の要望について、広報しんち 3 月 5 日号に、伊藤忠彦復興相へ要望書を提出と新地町長と伊藤大臣の写真が載っていたが、復興計画がなかった大戸浜地区について、町長はどのように考えているのか伺うについてですが、広報しんち 3 月 5 日号の掲載の記事は、昨年の10月に復興大臣に就任された伊藤忠彦大臣が本年 1 月16日に来町された際、町が防災集団移転促進事業で買い取った大戸浜地区の移転促進区域について、基盤整備のための財政支援を求める要望書を提出したものであります。当町議会でも何度か答弁しておりますとおり、大戸浜地区はもともとの地形と、盛土の道路として整備された県道相馬亘理線との間にくぼ地状態になっており、さらに旧県道が一団の土地を分断するような状態であるため、土地の利活用がしにくい状況になっております。このため、町としましては、現状残存する擁壁の撤去や、くぼ地解消のための盛土、道路の配置替えを行うなど、基盤を整えることがまず必要であると考えておりますので、国に対し財政支援を求める要望書を提出させていただいたところであります。今後も補助金等を模索しながら、当地区の基盤整備に尽力してまいります。

次に、総合公園の活用について、総合公園にある体育館のトレーニング室、野球場、多目的運動場、公園など、町民、町民以外の方々も利用しているが、総合公園を整備してから時間が経過している。総合公園の活用を改めて考えるべきと思うが、町長の考えを伺うについてお答えをいたします。新地町総合公園は、平成 8 年度から都市計画事業により総合体育館、テニスコート、野球場、陸上競技場やこどもの森といった施設を備え持つ、地域住民のスポーツ活動や多様化するレクリエーション活動の場として整備を行い、平成18年 5 月に全面供用開始しました。各施設とも日常的な活動から公式試合まで、多くの方々に活用されております。令和 6 年度においては、町内利用者数が総合体育館 1 万6,010人、うちトレーニング室が3,341人、野球場が806人、多目的運動場が2,698人であり、町外利用者数は総合体育館 1 万3,850人、うちトレーニング室が2,841人、野球場が4,813人、多目的運動場が3,303人であり、総計で年間 4 万1,408人に利用いただきました。年度ごとの推移としては、令和 2 年度が 2 万4,370人、令和 3 年度が3,241人、令和 4 年度が7,567人、令和 5 年度が 3 万9,010人となっており、一時新型コロナウイルス感染症や福島県沖地震災害による建物被害などが起因して利用人数が減少しましたが、令和 5 年度より施設の災害復旧が完了したことや、新型コロナウイルス感染症が 5 類に変更されたことから、回復傾向にあります。こどもの森は、探検の森、ファミリー広場、みんなの広場、かくれんぼの森があり、林に囲まれた広々とした芝生が広がる自然いっぱいの公園で、ファミリー広場には遊具も設置され、地域住民の憩いと潤いの場として人気のスポットであります。自然散策やジョギング、子どもたちの遠足活動など、子どもから高齢者まで幅広く利用されております。町は、第 6 次新地町総合計画に文化、スポーツの充実を位置づ

け、町内の既存施設を利用して、気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境づくりを行い、心身の健康と交流の促進を目指しております。公園施設は、常に安全、安心を第一に適切な管理運営を行い、施設の状況と利用実態を考慮しながら、今後も総合公園施設の特色を活かした利活用に努めてまいります。

次に、キャンプ場の状況について、東日本大震災の復興の一環で釣師防災緑地公園内にキャンプ場を整備したが、現在の現況及び今後の展開について町長に伺うについてですが、釣師防災緑地公園内に整備したオートキャンプ場は全15区画あり、うち9区画は電源が整備されていることや区画面積が広いなど、利用者に変大好評をいただいております。新型コロナウイルス感染症が蔓延していた令和2年度、令和3年度を除いた過去3年間の利用者数は、週末の利用が中心ですが、バーベキュー広場も含め、年平均約2,500名となっております。また、利用者は町外や県外の方がほとんどであり、交流人口拡大に寄与しているものと考えております。当施設は、繁忙期にはキャンセル待ちが出るなど人気の施設であります。より多くの皆様に当町へ来ていただけるよう、イベントの開催や施設の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、釣師防災緑地公園内のみんなの広場の活用について、キャンプ場の西側にあるみんなの広場の活用及び計画があるのか町長に伺うについてですが、釣師防災緑地公園内の南西エリアには面積約2ヘクタールのみんなの広場があります。このエリアは、防災緑地造成に当たり、町民の皆様に参加いただいた釣師防災緑地ワークショップの中で、イベントなどが実施可能なスペースとして提案されたものを町が整備したものであります。これまで興行やイベントでの利用はありましたが、現在のところ町としての具体的な活用案はなく、これまでどおりイベント等の受入れの場として運用することとしております。しかし、イベントの数も少ないため、町といたしましても、活用促進を図らなければならないと考えております。本年度、補助金を活用して実施する、みらいを描く市町村等支援事業に取り組んでおりますので、その中でみんなの広場の活用ができるか検討してまいりたいと考えております。

次に、旧新地高校の野球場、サッカーグラウンドの活用についての1点目、旧新地高校の跡地利用について結論が出ない現在、管理は新地町なのか、福島県なのか伺うについては、現在の管理は福島県になっております。

2点目、今後の活用について、改めて町長の考えについてですが、令和6年12月議会で答弁しましたとおり、福島県では県立高等学校の改革実施計画により、使用されなくなる旧新地高等学校を含め16校について、土地、建物を一括譲渡するに当たり、特別な支援パッケージを創設しました。これは、空き校舎の利用を希望する市町村に対し、県が財政的な支援を行うもので、具体的には1つ目として市町村が空き校舎の利用を希望する場合は、土地、建物を無償譲渡することができるということ。2つ目は、市町村が建物を取得する場合には、解体費用相当額を交付すること。3つ目としては、土地、建物を市町村が利用する場合には、県の補助制度を利用できるというものであり

ます。なお、県からの補助金は1校につき最大3億円で、建物を新設する場合は補助率が3分の2で、4億5,000万円が補助対象経費となります。建物を改修する場合は補助率が4分の3で、4億円が補助対象経費となります。これを受けまして、当町では町民の意見を広く聴取するため、旧新地高等学校の空き校舎等の活用を検討するに当たり、新地高等学校空き校舎等活用検討委員会設置要綱を定め、委員会を組織いたしました。委員会は、現在まで3回開催いたしました。委員会での議論では、特に旧新地高等学校の敷地は貝塚西遺跡の範囲にあり、跡地利用の方法によっては活用が制限される可能性があることから、委員会に県の担当者も出席してもらい、県での試掘調査の実施をお願いしております。県による試掘調査は必須であると考えており、敷地の状態が明らかになった上で活用の有無を判断すべきと考えております。

3点目、活用について、空き校舎等活用検討委員会を開催し、検討のスピードを進めるべきではないかについてですが、今月中に試掘調査の結果が報告される予定でありますので、新地高等学校空き校舎等活用検討委員会を開催し、県との協議、調整を行いながら、旧新地高等学校の空き校舎の活用等の有無を含めて検討を進めてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 ただいま座らせてもらいますので、ご了承ください。

○遠藤 満議長 着座のままでいいです。

○3番牛坂毅志議員 町長から今5件について回答いただきました。ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

1番目の大戸浜地区の環境整備についてでありますけれども、ここは町長もご存じのとおり、震災前は山のほうに相馬亘理線が走ると、それが津波により集落がなくなりましたので、それで相馬亘理線が今の状態になったわけであります。これがなったゆえに、今の大戸浜の被災地、私も住んでいたのですが、見てみると分かるのですけれども、やっぱりいろいろな人が通るのです。そうするとやっぱりイメージが本当に悪いのです。ですから、このところは、今町長が国のどうのこうのって言ったけれども、やっぱり新地町の財産と生命を守るのは町長なのです。ここを何とかしないと、私らは質問したってたちごっこなのです。ですから、腹を決めてもらいたいのです。このところをやらなければ、やらないでいいのです。負の財産でいいのです。だけれども、町長だってあと来年でしょう、任期。ここまでできるのですか、こんなことをやっていたら。それを言っているのです。だから、1番、くどいようですけれども、私はこの件については質問しませんから。関係を見えていますから。あとはいろいろ私考えますから、この1問はそういうことです。

次、総合公園の活用について。これについては、あのパンプトラックも、子どもたちが土曜、日曜関係なく来ています。あれは指導員がいるからです。体育館の中にもトレーニング室がある。私

も昔は利用しました。ですけれども、ただやるだけでなく、町長も交流人口が大事なのですから、そのところをやっぱ新地にはトレーニング室あって、指導員もいるとなれば、また交流人口が増えると思うのです。ですから、そのところをポイントを絞って、全部やれというのではないのです。やっぱそのところを事務当局といろいろ協議を詰めてもらって、そこをやってもらいたいのです。

次のキャンプ場の状況について、これはキャンプ場を造って、ものすごいやっぱ来る人たちが、他県からも来ています、確かに。千葉からもこの前3泊4日で来ました。発電所の関係の仕事をして、ここがいいところだと、そういうことで夫婦、子どもで来ました。ですから、交流人口がものすごくやっぱ増える要素が持っているのです。ですから、きっかけをつくったわけですから、今後町長が政治的にどういうふうにかこのお金を、いくら分からないですけれども、かなりの額を使って復興したわけです。ただ使うだけではなくてこれを、釣師浜地区がなくなったわけですから、その意味でもやっぱこのところに人が途絶えることなく交流する人口が来れば活性化になると思うのです、町にとっても。ですから、ここも本気になって考えてもらいたいと思います。やっぱ今後の展開ですよ、キャンプ場造ったのですから、いいものを。あと、いいものだとも来るのです、勝手に。

あと4番目、釣師防災緑地公園のみんなの広場の活用について。これ使用料金はいくらなのか。それをお聞きしたいと思います。

5番目、旧新地高校の野球場、サッカーグラウンドの活用について……

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時56分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 ただ今のみんなの広場の使用料について回答いたします。

有料イベントの場合、1平米60円、無料の場合は1平米あたり30円です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 これ今までの実績を教えてください、使用した。

○遠藤 満議長 小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 お答えいたします。

手元に詳しい資料はありませんが、これまで大きなところで申し上げますと、花火大会の興行が大きな、100万円単位で利用料が町に入ったというところがございます。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 使用料を取るだけでなく、あとイベントでその花火だけではなくて、よそのあれではないのだね。

○遠藤 満議長 小野好生都市建設課長。

○小野好生都市建設課長 お答えいたします。

イベントで、今の公園の管理者が自主事業で行ったイベントの中では利用したことがございます。以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 復興で海岸沿いは壊滅的になった状態ですので、14年過ぎて被害を受けた方も安定して生活していると思うのですけれども、まだバランスが。復興は終わった、終わったのですけれども、新地町にとって海岸沿いがああいう道路を造ってもらうと、やっぱり私は何ぼやれないといったって、これやってもらわないと、もう。私はいいですよ、町長でも何でもないので。だけれども、町長なのですよ、やっぱり。だから、そここのところを考慮して、最後町長の言葉をもらいたいと思います。よろしくお願いします。含めて全部。いや、考え程度でいいから。課長に聞いたって分からない。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 全部と言われるとなかなか厳しいところがありますが、一番最初の部分、特に実は大戸の防災集団移転元地を何とかしたいという思いでずっとやっております。ただ、あそこの中には地目が農地のところもございました。それが最近分かりまして、今それ一生懸命変更しています。それが終われば、次は今度はあそこをどう盛土していくかと。そして、できるだけ平らな土地にしたいと。そして、本来の企業誘致に向けて努力をしていくという、そういう段取りを今踏んでやっていると。あとは、あそこに未買収地があります。その方との協議もしていかなければならない、そういったいろいろの課題があります。議員からおっしゃられているとおり、いつまでやっているのだというのも、非常に私としても理解はしているつもりでありますので、ただ町が豊富な財源をもってそれだけに集中できる状況では今なくなってきているということも少しだけ理解していただき。最大限何かそういった補助を活用しながら、地域住民の要望していることに対応していきたいと思っておりますので、一番最初の部分については、そのような部分でよろしくお願ひしたいと。

あと、総合体育館含めた公園の部分、あの部分についても、今議員がおっしゃられているとおり、いろんな方策あるかと思います。そういった中で、町民以外の方がかなり多くの部分を利用しているということもございますので、それらを含めてやりたいと思います。

あと、最後に来て、キャンプ場もありました。キャンプ場は確かに今利活用があるということで、やるのであれば早急にやるのが正しいと思います、私も。今非常に、一人キャンプを含めて日本的

にはそういうのが非常にもてはやされておりますので、そういった部分で、ただせっかくあその防災集団移転された方々が、そして地域の住民の方々が、あの広場を造って何かができればいいという、そういう思いで造ったのでしょうから、あそこを潰してキャンプ場とはなかなかいかないかなとは思いますが、あんまり手をつけない中で、本当のそういったキャンプみたいなものができるのであれば、その辺検討させていただきながら、そういった利活用も含めて、あるいは運動施設を含めてということで、町民にもっともっと利用促進の方法を考えていきたいと思っておりますので、議員の気持ちを十分に踏まえながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 ありがとうございます。町長が動かないと、私らがやっぱりやじ馬になりますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで3番、牛坂毅志議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

○10番井上和文議員 本日最後の質問となります。私の質問は、農政の課題とエネルギーセンター配管温水漏れ問題についてお伺いするものであります。

第1に、農政の課題についてお伺いをいたします。深刻な物価高騰が続いております。3月31日に公表した帝国データバンクの報道によれば、2025年4月以降の食品主要195社の食品の値上げ動向と展望、見通しは、4月の値上げは4,225品目で、1年6か月ぶりに4,000品目を超え、2025年通年の値上げは9月までで1万1,707品目めとなり、既に前年実績の9割を超えるなど、値上げのペースが高まっていて、今年は2万品目めの値上げが予想されているとのことでございます。足元では消費が伸び悩み、家計の節約志向が強まり、景気低迷と生活困難が長期に及んでいます。また、アメリカ、トランプ関税により、中小企業のみならず、日本の雇用や産業も苦境に立たされています。

その中でも、主食であるお米の高騰、品不足が止まりません。5月23日発表した総務省、消費者物価指数は、2020年を100とすると米98.4パーセント上昇、7か月連続最大の上げ幅となっているようです。そのような状況の中で、農政をつかさどる農水大臣が、米は買ったことがない、家の食品庫に売るほどあると言って国民の批判を浴び、辞任しました。なぜ米不足、高騰が起きたのか。その原因は、お米がない、圧倒的に米の供給量が足りていないということだと思います。農水省の資料によれば、2024年6月末までの1年間の主食用米の需要量は705万トンであったわけですが、それに対し、23年度の収穫量は661万トンと、44万トンも不足をしております。それでも、

政府は昨年6月頃から、米が不足して高騰しているから、備蓄米を放出してほしいという農業関係団体の要請や、国会で質問をされても、米は足りている、新米が出れば落ち着くと繰り返し、何の手だても講じてこなかったわけでございます。今年に入ってやっと備蓄米放出を始めましたが、放出しても、初回放出の14.2万トンのうち小売店には426トン、0.3パーセントしか届かず、米価は下がりませんでした。新農水大臣に替わり、随意契約で大手小売や中小小売に5月末から取り組んでいる中で、国会でも、農水省が今まで見立てを誤ったことも事実であり、新米が出れば大丈夫と言って、大丈夫でなかったと答弁をしたようでございます。食糧法第2条は、「消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図る」とありますから、政府が市場任せに固執するのではなく、需要と供給の価格の安定に乗り出さなければなりません。一方、この米騒動の中で生産者はどうか。政府は、70年から米は過剰だと言って減反政策を進めながら、その一方でミニマムアクセス米の輸入を進めてまいりました。現在77万トンが輸入されております。米農家は、コロナ禍の米価下落や農業資材、肥料、機械等の高騰で苦しんでまいりました。近年の異常気象による収穫量の影響もございました。また、民主党政権がつくった米1反当たり1万5,000円支給が半額となり、2018年には全廃をされたわけであります。こうした農政の下で、米農家は2000年の174万戸から53万戸と3分の1に激減し、生産量もおよそ3割も減っているようであります。まさに生産基盤が弱体化しているわけであります。今必要なことは、当面の緊急対策と一体に減反、減産から米増産にかじを切ること、生産量を増やし、豊作のときは備蓄米を買い増すなど、安心して米作りができるようにすることでありましょう。農家が増産に意欲を持つには、再生産可能な価格や所得保障が不可欠です。町として米の減反、いわゆる生産調整、減産を増産に政策転換していくことを国に求めていくべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

次に、大小様々な家族経営の育成支援についてお伺いをいたします。これが地球温暖化の防止など172項目の持続可能な開発目標、SDGsを掲げ、その達成には小規模家族農業の役割が欠かせないとして、国連「家族農業の10年」2019年から2028年ということを2017年12月20日に国連総会で採択されました。農林水産省の2020年農林センサスによれば、2020年度の家族経営体の割合は、家族経営体というのは個人、世帯で事業を行う経営体で、法人格を有しない経営体ということですが、96.4パーセントを占めており、EUが95.2パーセント、米国は95.9パーセントと同様の状況になっているわけであります。歴代政府は、農業の大規模化、法人化に力を入れてまいりました。しかし、数字を見れば、家族経営体が日本の農業を支えてきているわけであります。新地町では、水稻でいえば、平成28年に301経営体が令和6年には176経営体、125経営体も減少しているわけでございます。そのうち5町歩以上の水稻農家は、平成28年に21戸、令和6年でも21戸であります。残り9割が5町歩以下であります。農水省の農業経営統計調査に基づいた資料から見ると、米農家の年収が2021年から2022年は平均1万円程度、年間労働時間1,000時間で割ると時給10円になるということが国会で質問され、当時の岸田首相が農地の集積化により生産コストの低減を進め、農家

所得の向上を後押ししていくと答弁しておりますけれども、条件の恵まれた地域では大規模化が進みましたけれども、主たる働き手の高齢化や後継者不在など、大規模化一辺倒では問題は解決しないと思います。専業や兼業など違いはあっても、大規模、中小規模などの家族経営が営農を続けて暮らし続けられる地域農政の確立が求められていると思います。育成支援策についてご所見をお聞かせください。

次に、後継者問題の取組についてお伺いをいたします。安全で安心な食料を地域から生産するために、農家を守り増やすためにも、後継者の育成支援は重要です。県では、2013年4月より新規就農ワンストップセンターを立ち上げ、県とJAグループなど、各団体の職員が新規就農者の相談に乗るということですが、20年度の204人を踏まえ、2030年度には340人以上を目指すということでございます。年々増加傾向にあるようではありますが、収入の安定といった課題もあり、しっかりとサポート体制、特に先輩農業者の技術指導など充実をし、定着させる取組を加速しなければならないと思います。同時に、町としても新規就農者の目標を持って、新規就農者を確保していくことが求められていると思っております。ご所見をお聞かせください。

大きな質問の2つ目は、エネルギーセンターの配管温水漏れ問題についてであります。質問通告をしたときは2回の漏水事故であったわけですが、6月1日に3回目の地中の配管が割れてということで、僅か三、四か月の間に3回もお湯漏れ事故、配管漏れ事故が発生するという極めて深刻な問題になっております。新地スマートエナジー株の設立経緯概要を見ますと、新地駅周辺まちづくりとエネルギー事業は、大震災と原発事故を受け、町として環境未来都市構想に向け、低炭素、省エネルギーの取組を推進、原発に依存しないエネルギーの地産地消によるハイブリッドな発電の町を目指すとして、多様な地域分散、自立型エネルギー供給によるスマートハイブリッドネットワークを構築し、復興と環境と経済が調和をした持続可能な環境都市の暮らしの実現目指して事業化したわけですが、公共施設、宿泊温泉施設、農業施設に電気熱、炭酸ガスを供給するシステムであり、まだ農業施設が誘致されておらず、経済の調和には至っておりません。そんな中で、今年3月20日午前7時半頃、観光協会北側でお湯漏れ事故が発生をいたしました。4月2日に修理をした後に5月18日午後4時頃、今度は観光協会の東側でお湯漏れが発生をしました。5月22日に復旧し、その僅か10日後の6月1日、観光協会南側でもお湯漏れ事故が発生、6月3日に復旧したという報告がございました。設計は日本環境技研、施工は日比谷総合設備で、お湯漏れした配管は三井金属エンジニアリングの特許である波付鋼管がい装断熱二重耐熱ポリエチレン管ということで、温泉配管や温水配管などに適しており、耐震性にも優れているとのことあります。最高使用温度は80度、許容圧力は1メガパスカルとなっておりますが、エネルギーセンターが送る温度は65度、返りの圧は250キロパスカルとのこと。いわゆる通常運転でなぜ立て続けに3回も配管の亀裂、お湯漏れが起きたのか。この原因について、さきの全員協議会では調査中とのことありますが、現段階で判明していることをお答えいただきたいと思います。

次に、こういった配管に亀裂が入る背景には熱応力、熱疲労の蓄積、圧力サージや水撃現象、取付施工の影響、小さな不具合が相まって発生をしていく運転条件の逸脱や累積劣化が考えられるようではありますが、過去の運転記録の詳細な解析、破断箇所の断面検査、疲労解析、設置環境、支持構造、接続部の施工状態の再評価が重要だと思いますが、今後破断がないように、またホテルも営業しており、頻繁にその営業も止められないことから、地震が頻発している折、大震災クラスでも耐えられるような配管システムの対策についてご所見をお聞かせください。

○遠藤 満議長 ここで、時間オーバーしているので、休憩入れて、2時半から再開をして、町長から答弁をもらって進めたいと思います。途中で時間調整できなくなるので。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時19分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

答弁を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、農政の課題についての1点目、米の減反、減産を増産に施策転換するよう国に求めるべきではないかについてですが、昨今の米情勢に関しましては、米不足、あるいは米の市場価格の高騰など、これまでにない状況にあります。このような状況を打開するため、最近では価格高騰を抑えるため、随意契約の実施や備蓄米の市場への放出など、国は精力的に価格調整を実施している状況にあります。ご質問の米の生産に関しましては、例年、県より生産数量目安が示され、これを踏まえて新地町地域農業再生協議会において、主食用米の作付面積を協議、決定し、令和7年度産米については、令和6年度の実績を踏まえ、この3月に生産数量415ヘクタールとして各水稻農家へお願いをしてきたところであります。これまで米の生産に関しましては、国が食の安定供給や営農安定化のために各種の施策を実施してきた経緯があります。こういった状況から、主食用米の作付につきましては、県や生産者の動向、さらには国の動向を注視してまいりたいと考えております。

2点目、大小様々な家族営農の育成支援についてですが、農業は国の補助事業が各種あります。家族営農育成支援制度では、家族経営協定を締結することで農業改良資金の借入れや農業次世代人材投資資金の経営開始型を夫婦合わせて1.5人分受けることができる制度があります。このほか農業の補助制度は非常に多く、多岐にわたるため、各種の制度利用に当たっては様々な条件がありますので、経営体ごとに利用できる制度があると考えております。これまでも相談いただいた個別案

件ごとに補助メニューを紹介してきたところでありますので、今後も継続的に支援してまいります。

3点目、後継者問題の取組についてですが、令和6年9月定例会においても答弁いたしました、令和6年1月から3月にかけて、町内の農地所有者、約1,500人へのアンケート調査を実施したところであります。回収率は約70パーセントであり、内容につきましては、町のホームページにおいて公表しているところであります。課題となる主な内容を一部紹介しますと、後継者がいないが約60パーセント、離農したい、規模縮小したいが約30パーセントおります。その主な理由は、高齢化と担い手不足が浮き彫りになっている状況であります。したがって、人力的なことが農業を継続できない一番の要因であると考えております。後継者育成や営農に関する制度に関しましては、転作や土壌改良など各種の国県補助制度を利用させていただいておりますので、営農に役立っていると考えております。しかしながら、それでも現状は年々増加する離農者の課題や、それに伴う遊休農地の増加があります。抜本的な改革ではありませんが、担い手不足が少しでも緩和できるよう、本年3月に地域計画を策定したところであります。地域計画は、令和5年度に改正された農業経営基盤強化促進法に従い、地域ごとに特定の担い手に作付を行ってもらう計画であるため、営農の効率化が図られる制度となっております。新地町の新規就農の実態といたしましては、昨年度に認定された農業者はおりませんが、平成24年度から令和5年度までにおいて就農された方が9名となっており、主にニラ栽培が多く、県やJAが随時指導に当たっており、それぞれ技術面や経営面のサポートがされております。町においては、営農状況のヒアリングを行っており、おおむね当初の計画に沿った順調な経営ができている方もおりますが、到達していない方も若干いることを確認しております。こういった状況でありますので、農業に興味を持ってもらえるような新規就農者へ向けたPR活動を行い、併せて継続的な営農ができるよう、補助事業の紹介などをこれまでどおり実施してまいります。

次に、エネルギーセンターの配管温水漏れ問題についての1点目、2度にわたる配管温水漏れの原因についてですが、3月20日、新地町複合商業施設の商工会等が入居しているA1号棟北側の地下埋設温熱導管から漏水が発生しました。直ちに施工業者に補修工事及び原因究明の依頼を行い、4月2日に復旧いたしました。今度は5月18日に同施設のA1号棟東側の地下埋設温熱導管から漏水が発生いたしました。至急施工業者に補修工事の依頼を行い、5月22日に復旧しております。2度にわたる漏水発生の事象を受けて、5月23日、町、新地スマートエナジー株式会社関係者、施設設計業者、施工業者、熱導管製造メーカーによる対策会議を開催し、3月20日に発生した1度目の漏水について、施工業者から中間報告を受けました。現場漏水箇所の温熱導管を持ち帰り、様々な検査を行ったが、過去にこのような事象の類似例もなく、いまだ原因特定に至っていないとのことであり、引き続き熱導管製造メーカーと真摯に対応していくとのことでありました。このような中で、6月1日に同じくA1号棟で3度目となる漏水が発生し、6月3日に復旧したところであります。町といたしましては、改めて早急に原因を究明するよう要請するとともに、被害が発生して

いる箇所の破損リスクを回避する対策を早急に対応する旨を指示したところであります。引き続き漏水対策に向け、事業者間で協議してまいります。

2点目、地震に耐えられる配管への対応についてですが、熱導管製造メーカーのカatalogによりますと、この配管の特徴といたしまして、軟弱地盤に使用可能で耐震性に優れていると表記されております。また、中間報告で示された1度目の検査結果では、外からの力で破壊された亀裂とは異なり、管の内部から亀裂が生じ、漏水に至ったと推測されております。いまだ原因が特定されていない状況ではありますが、これまで検査を行った中間報告によりますと、今のところ地震の影響により漏水が発生したものではないと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それぞれご答弁をいただきました。

農業の関係でございます。連日米の値上げ、5キロ4,000円、10キロ8,000円、1俵で4万8,000円という今までにないレベルの話が毎日のように出ておるわけでございます。しかし、現実には生産者にはそういったことが返ってこないという現実もあり、あろうことか物価高で肥料、あるいは機械代、農薬とか、全てが倍になっておりますから、周りからは、米が高くなってよかったのではないかという話もありますが、実際はそれぞれが大変な状況であります。私が今回質問している主旨で一番大事なことは、生産者が希望を持って生産をできる、そして消費者が安心してお米を購入できる、基幹産業である農業というもの、そういったので主食である米というものがやはりそういう環境に置かなければならない。町単独ではでき得るものではありませんから、これはやはり町、町長としてもあらゆる機会を通して今までの減反、減産政策、米が値下がりしますから、作らないようにしようというようなことが今回の大きな原因となって米がなくなってきたわけですから、増産にしていきたいと思います。先ほどいろいろ様子見ますというような答弁もあったのですが、これ朝日新聞の報道ですけれども、石破首相もどうも増産に大分意気込みを持っていると、関係閣僚会議の初会合の様子が出ているようでございます。増産をしながらも、基本的には農林水産の予算を増やししながら、所得補償というものをきちっと担保しながらやっていくということがやはりこれからの新地の農政においても大事だと思います。この点について、再度ご答弁をいただけないかと。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にご答弁いたします。

町長答弁にありましたように、県から目安というものがございまして、それに対しまして、地域再生協議会というところの機関におきまして、毎年の作付の面積を決めております。ちなみに、毎年、令和2年度からになりますけれども、県から示された数字よりも、新地町におきましては毎回増産側というような形になっておりまして、それが多いか少ないかという意味でいうとそれほどで

もないのかもしれませんが、そういった実態があります。ちなみに、令和7年度、今年度におきましては、県から409ヘクタールというような数字が示されております。町としては、再生協議会ですね、としては415ですか、作りましょうというようなことで水稻農家にはお知らせしてきたというところでありますので、県内でも、増産という言い方が適切かどうかは分かりませんが、若干新地町においてはプラスであるということでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 私が言いたいことは、米が不足をしているという認識が、やはり政府は今までも国会答弁でも、不足感がある。不足しています、失敗しております、失政でしたというのは絶対言わないのです。でも、現実に関今までの積み重ねで、特に昨年は異常気象で米の品質が落ちたということもございます。私のところでも1等米以外の2等米というのを初めて私も作って、初めて出しました。それぐらい異常な状況があって、全体の収穫が落ちたということもあります。米というのは、思いどおりいかないのです、自然が相手ですから。そういったことも踏まえれば、単純に備蓄米を全量出しながらも、やはり同じ100万トンまた備蓄として入って、今年もかなり異常気象ということが今のうちから言われておりますから、秋の収穫が心配されるということもございます。安心して生産者が作れるように、そして消費者も買えるように、そういった意味での予算をしっかり確保しながら、やっぱり米の増産を町としても要求をしていくと、県なり、国なりに。やっぱりそういう基本的なスタンスが大事だと思うのです。この点だけでもう一点答弁ください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今担当課長から言ったとおり、町は県の指示ではないという、指示の分より多いというのですが、本来県は指示はしては駄目だと私は思っています。もうはっきり言いまして、減反政策は終わっております。あとは食糧法もなくなっていると、そういった中でありますが、ただ米を急に増やすというのは非常に難しいのが現実だろうと思うのです。それは、種もみの確保であります。そういったもろもろを考えて、町としては、先ほど課長が言ったとおり、若干のヘクタールを増やしているということがございます。また、当町の反当たりの収穫量と会津地方、新潟地方の反の収穫量も違います。そういったことを考えれば、それなりに増産していても、作付をしても、思ったほど増えないのではないかと私は思いますので、農家の方々の意向に沿って、できるだけそれは作付をと思っております。そのためには町としては種もみの確保であります、どこまでできるかという大きな問題はございますが、努力をしていきたいと思っております。そして、議員がおっしゃられるとおり、若い世代を含めて農業に意欲的に取り組める環境というのは、国、県、町を挙げてやっていかなければならないだろうと。特に国の力は非常に必要だろうと思っておりますので、機会を求めてできるだけそういった要望を国にしていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 次に入ります。

家族経営の話、先ほど協定書をつくってやるというスタイルもあるという話もありましたが、私も何人かの大規模農家に、50町歩やっている方、90町歩やっている方、お聞きをしました。もっとやれるだろうと。できない。もっと増やせ、100町歩いけるだろうと。できない、もう限界だと、こう言うのです。なぜか。やはり経費がかかるということです。昔ほんの二、三十年前、6条のコンバイン、600万円、1条100万円と言われていました。今1,500万円から2,000万円です。それがスタンダードになってきてしまった。トラクター、うちでも57馬力が800万円です。何でもかんでも機械屋さんがもうかる農政ではないのかと思うような今状況があります。新地町の農地、今水稻でいえば600町歩ぐらいですか、650町歩ぐらい。これは、大規模農家だけでは田んぼできないのです。条件の悪いところはやりませんから。水が来ないところはまず、ごめんなさい、新地高の上なんかは誰もやる人がいない。そういったこともありますので、農家の方々から話が出るのは、やっぱり町が中心になっていろいろ仲立をしてほしいと。先ほど地域計画でいろいろやるというのだけれども、やはり農家そのものがいろいろやったりしてもなかなか大変なので、町が仲立に入っているような対応をしてもらおうと大変助かるという話もございます。ですから、私が言いたいのは、そういった家族、小規模の専業、あるいは兼業の方も含めてみんな新地の農政をつかさどっている担い手なのだという認識を持って町の農業を発展させていくと。大規模も含め、中小規模も含め、全体でやっていくのだという認識を持ってやはり育成支援策というものを考えてほしいと思うのですが、この辺の認識を伺いたいと思います。あわせて、やっぱりそういった現場の声を伺いながら、こういった支援について、育成支援について進めてほしいと思いますが、お聞きをしたいと思います。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

先ほど町長答弁からもございましたとおり、今県のいろんな各種補助メニューございますが、100を超えるような事業があります。今言われているのはほ場の水持ちの話だとか、機械の高騰の話で、その辺の補助なのかなとちょっと思っておりますけれども、そういったものもないわけではございません。ただ、ほ場整備関係につきましては、新地町はほぼ完全に終わっているのかなと認識しておりまして、その後の補完的な話なのかなと思いますので、それはまた別に、ご相談いただきながら、事業化するか何なのかという話にはなってくるのかなと思います。今具体的な機械の値段等々ご発言ありましたけれども、そういった話は産業振興課としては承っておりませんので、そういった話もしご相談があるのであれば、一度役場にきていただければなと思うところでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 3番と併せて、3番に入っても話できます、3番にも入ります。

前段の話の本筋は、アンケート結果の結果、アンケート結果取りましたよね、その結果、高齢化になってきたと。6割だか何割か、後継者がいないが6割、離農したいが3割と、これはゆゆしき事態だと思うのです。先ほど米が増えてきたという話もありますが、一部の農家が頑張っているという経過があります。これをきちっと継続、発展させるためには、やっぱり後継者なのです。担い手なのです。大小の家族経営の話もさることながら、誰がこれを担っていくのかということなのです。今かりそめにも何十町歩って何人かやっていますよね。私の仲間もやっています。これが20年も30年もやれないのです。うちの兄貴、30町歩やっていて、1か月で死んだのですから。私も67でしたが、農業をやるようになるとは夢にも思いませんでしたけれども、そういったことが現実起き得るわけですから、常にこの後継者問題の取組、やっぱり大事な課題なのだろうと思います。

それで、私思っているのは、この後継者で1点言いたいのが、例えば150万円出ますよね、新規就農。でも、総務省がやっている地域おこし協力隊、これは上限550万円出るのです。サポート支援も上限200万円とか、あるいは任期満了後、定住のための空き家の改修に要する経費は2分の1出る、これ特交で措置するみたいな、非常に農水省の対応と総務省の対応は違うのです。地域おこし協力隊が仮に定住して、農業をやっていく、これも一つありだと思うのです。様々、これはたまたま今一つの事例を挙げましたけれども、農業なら農業のメニューだけ見ないで、いろんな形の中で農業に引っ張り込んでくると、やっぱりそういった時代になってきつつあるのだろうと思います。そういった意味であらゆるメニューを対応しながら、やっぱりこの協力隊、取り組んでほしい。特に私が心配しているのは水稻です。水稻は、やはり先ほど話をしましたが、コストがかかるという問題があります。これ指導者をきちっと担保しながら取り組んでいかないとやっぱりなかなか大変なのだろうと。現場任せでなくて、現場の声を聞きながら、そういったことを進めていく、この決意についてお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 井上さんから、思いを含めて決意をとということであります。私的にも農業に関しては、いろいろ思いはございました。国では、大規模農家の育成にシフトをしておりましたが、本当に果たしてそれが成功だったのかどうか。専業農家は10パーセント、あとはみんな兼業です。その方々が地域の農業を守っていたのだと私は思っています。ただ、補助メニューがそういった部分に非常に少ないというのが現実だろうと思います。ですから、その辺は国の政策はありつつも、国は国の政策として、ただそういった部分については、私も声を出していきたいとは思っております。あと、大規模になればなるほど、人を雇用してやるか、自分でやる限界というの也有ります。そういったもろもろの中で基盤整備だけで本当にいいのか、あるいは水調達のために朝早く起きて、水の分水路のところに全部立って了解をもらわなければ駄目なのか、いろんな問題がいっぱいあると

思います。その中で、私個人的にもやっぱり水道管方式で、蛇口をひねれば田んぼの水が出るような補助メニューないのかということで国には聞いたのですが、なかなか県も国もほ場整備以外は駄目ですと、そういう回答であります。そういったもろもろの声を出しながらやっていかないとこれからの日本の農業、特に水田を守ることは難しい状況になってくるのではないかと思いますので、努力をしていきたいと思います。

あと、地域協力隊の話も若干出ましたが、あれをうまく活用できるのであれば、それはそれで私もいいことだと思います。ただ、新地町は残念ながら、首都圏以外の方が地域協力隊になれないということがございます。そういったこともあるので、そういう枠の拡大を含めてやりたいとは思っていますが、そういった新地町特有の条件があるということもご理解いただきたいなと思います。農業の問題は、非常に大きな問題であります。農業の田んぼというのは、災害の治水という大きな環境の部分もございまして、いろんなことを考えながらやっていかないと駄目だと思いますので、私はまだ2期ですから、国会の先生方から見るとお話にもならない存在であります。ぜひ皆さん方、声出してもらって、特に井上議員は9期をやっておりますので、地方に対しても大きな力がある……10期だ、失礼しました。10期もやっているのですから、国に対しての力は非常に私は強いと思いますので、ぜひ井上議員の力を借りながら、私も微力ながら頑張っていきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今町長からパイプラインの話も出ましたけれども、いろいろ相馬、山元に行きますと、水引って何ですかみたいな話がいまだに言われて、新地がやっぱりそういう状況にもあるということを認識をしていただきながら、進めていただければと思います。

次に行きます。お湯漏れ事故の中間報告で、最初の配管事故で、お湯漏れ事故で4者ですか、集まっています。いろいろやってみたけれども、原因が不明だという話の答弁でありました。やっぱりこれは、先ほどUDCの話も出ましたけれども、第三者委員会に調査を依頼すべきだと思うのです。自分の会社、管を造った会社で、職員がうちの会社が全て問題があると、全て責任を取って賠償しますということにはなかなか難しい、それをやれば大したものだと思いますけれども、なかなかそこら辺は難しいのかなと思います。ですから、国環研とか、経済産業省とか、東京大学とか、いろいろこのスマートコミュニティ造るに当たり、補助をいただくに当たり協定を結んだり、今までの長い付き合いの、町としてのありますよね。そういった専門の方々にやっぱり第三者委員会をつくってもらって、徹底的にこれを調査してもらって、原因を究明してもらって、これがやっぱり大事だと思います。

もう一つは、私今回の質問に当たって、エネルギーセンターとか、あるいは技術者がいる水道企業団、あるいは業者の方々何人かお話を聞きました。いろいろなことを皆さんおっしゃいましたけれども、設計が悪いと、施工は設計書どおりやるから、設計が基本にあるのではないかと、

あるいはポリエチレンは紫外線に弱いと、外に置きっ放しになっていたのではないかと、いろいろありました。ただ、被覆をしておりますから、そんなに、そんなに劣化をすることはしないのだろうなということを思いましたけれども、皆さん方にいろんな話を聞いて、私はこれではないかなと思ったのが、これエネルギーセンターの図面ですけれども、エネルギーセンターがあって、ぐるっと回ってJRの外側を通って温泉のところへ行って、観海ホールでこっちの観海プラザ、商業施設に行くのです。それで、ここからは100パイ、10センチの配管がずっと行って、お風呂と旅館と行って、観海ホールのところから65パイ、6センチ5ミリの細い管になって、この商業施設に行くと。ここで思ったのは、圧力がやはりここで、小さくなるわけですから、高くなるのです。何で同じ100パイでこっちまで来なかったのかなという疑問が1つあります。もう一つは、この商業施設、今回3回配管破断しましたけれども、今までもファンコイルユニットというのですか、いわゆるこっちの商業施設に熱交換する施設が商工会で1回、ケーキ屋さんで1回、あるいは学習塾の先っぽの外側でも1回の3回、かなり破断事故というか、事故がかなり多いのです。こういったこともしっかり検証をしながら、やっぱりやっていくことが求められると思うのです。この辺について、この辺の調査、原因究明についてお答えください。ここにエネルギー会社の社長さんもいるので、併せて一緒にご答弁をお願いします。

○遠藤 満議長 暫時休議します。

午後 3時06分 休憩

午後 3時06分 再開

○遠藤 満議長 では、再開して。

小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 それでは、今ご質問いただきました第三者委員会、そういったものの調査が必要ではないかということでもありますけれども、それにつきましては、今後の状況を見て、必要であれば検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 これやっぱりホテル休ませていますから、損害賠償、原因の結果次第ではどこがホテルの損害を支払うのかという問題にも関わってくるのですけれども、この辺の、4者集まったという答弁がありましたけれども、お話し合いなされているのですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 1回目の4者が集まった会議やりましたけれども、そこでの話はやっぱり原因究明、ここの話であります。まず、原因究明がされなければ、その先の損害賠償、責任の所在というか、そこにはまだ行き着かないと考えてございまして、まずは原因の究明のところをお話し

していたというところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 いずれにしても、お金が関わってくることでありますから、しっかりとした原因究明をしてもらおうと。不明です、不明ですではお話になりません。ぜひ第三者委員会を早期に立ち上げて対応していただきたいと思います。

それで、2つ目の入りますけれども、地震に耐えられる配管への対応ということで、令和3年、4年の地震の被害というのは見受けられなかったという話をお聞きしました。エネルギーセンターでこの圧を流していますから、圧の上下関係で水が漏れている、漏れていないというのが分かるそうなのですけれども、やはり私が一番言いたかったのは、このスマートコミュニティそのものが、この限られたエリアの中で熱、電気、お湯とかというのを回すのだよというのが主体なのです。一番大きいのは、やっぱりホテルだと思うのです。そういう状況の中で、ホテルは止められないみたいなところは一つあると思うのです。ですから、一定程度流しっ放しにしていた経緯も分かります。ただ、そこで私は、なぜなのかなと不思議に思ったのは、バルブが1つしかないと。ですから、ファンコイルユニット3回ぐらい、あれ2回ですか、2回と、あっちのあれの修理のときも全部止めたのかななんてちょっと思いましたけれども、修理をするたびに止めなくてはならぬと。修理をするたびに、ホテルさん、休んでくださいみたいになると、バルブをもう一つバイパスを造るとか、やっぱりそういうことが大事なのかなと思います。私たちあの原発事故を受けて、あれで何を学んだかということ、世の中に絶対大丈夫というのはないということを学んだわけです。ですから、最悪でも、ここのあれがあっても、これにはお湯は供給できますよと、こっち修理している間は、ここだけはあれですけれどもと、水道と同じです。そういったバルブをつける、バイパス管をつけるということが、どうしても今後のあれに大事な課題になってくるのではないですか、これだけ配管破断状態が続くと。こういったことについてお聞かせいただきたいと思います。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、当初のエネルギーセンターの配管を私も改めて見てみました。そういった故障関係に関してのリスク管理配管というのはできていなかったのかなと認識しました。そういった面で、今回の3回の事故あって新たに、これは新たなバイパス管を設置する必要があるということで、先週でありますけれども、早急に材料の手配と人員の手配、そういった関係で指示を出しておりますので、その人と配管の資材関係が出来次第、ホテル側と日程を調整して、早急に設置したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 とにかく短時間に3度も続いたと、やっぱり商店街の経営者たちも気が気ではない、またなるのではないかと。ですから、一番細い管が行っている部分の、この角の先らしいですね。溶着でこれをやるらしいのですけれども、やっぱり圧力でそこが弱くなるのではないかと、素人考えですけれども、思うわけです。そういったことも含めて、やっぱり専門機関にしっかりと調査を依頼しながら、なおかつどんな事故、災害があっても、全体を止めて何もできなくなるということのないような、今副町長答弁いたしましたけれども、万難を排した万全の対応を取ってほしいと思います。バルブをきちっとつけながらやっていくと、やっぱりこういった対応も必要だと思いますので、今後しっかり取り組んでいただきたいということを申し上げて終わります。

以上です。

○遠藤 満議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時13分 散 会

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和7年第3回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

令和7年6月10日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

8 番 寺 島 浩 文 議員

1. 企業誘致強化を
2. 交流人口・関係人口を増やす取り組みを

1 番 大 内 広 行 議員

1. まちづくりについて
2. 子育て施策PRについて
3. ふるさと納税について

出席議員（１１名）

１番	大内	広行	議員	２番	村上	勝則	議員
３番	牛坂	毅志	議員	４番	寺島	博文	議員
５番	吉田	博	議員	６番	八巻	秀行	議員
８番	寺島	浩文	議員	９番	菊地	正文	議員
１０番	井上	和文	議員	１１番	水戸	洋一	議員
１２番	遠藤	満	議員				

欠席議員（１名）

７番	三宅	信幸	議員
----	----	----	----

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	泉田	晴平
総務課長兼 会計管理	佐藤	武志
企画政策課長	小野	和彦
税務課長	中津川	秀樹
町民生活課長	岡田	健一
保健福祉課長	佐藤	茂文
産業振興課長兼 農業委員会 事務局長	加藤	伸二
都市建設課長	小野	好生
教育総務課長	木幡	邦枝

職務のための議場出席者

事務局長	大堀	勝文
書記	千葉	奈菜
書記	荒	萌生

午前 10 時 00 分 開 議

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、7 番、三宅信幸議員は欠席届が提出されておりますので、ご報告します。

◎一般質問

○遠藤 満議長 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

8 番、寺島浩文議員。

〔8 番 寺島浩文議員登壇〕（拍手）

○8 番寺島浩文議員 おはようございます。受付順位 5 番、議席番号 8 番、寺島浩文です。

さて、私の一般質問は一貫して町の人口減少問題で、移住、定住により人口増加に結びつける取組についてであります。町の人口は、5 月 1 日現在7,399人となっており、既に第 6 次総合計画の将来人口目標、令和12年の7,700人を割り込み、人口減少が加速しております。人口が減少する町への影響については、以前に何度も申し上げてきたように、長期的かつ多岐にわたります。経済産業活動が縮小し、税収も減少していきます。町の税収減収により財政に余裕がなくなれば、公共施設、インフラの老朽化への対応などが難しくなり、全般的に行政サービスの低下を招きます。そして、税収の減少に反して高齢化は進み、社会保障関係の経費は増加していきます。少子高齢化による人口減少は、町にとってはマイナスしかありません。この人口減少問題に関しては、第 6 次総合計画後期基本計画の中で検討していくということでしたので、新たな施策が策定されると思いますので、ぜひ有効な施策を打ち出していきたいと思います。今回の一般質問では、その第 6 次総合計画後期基本計画策定に当たり、ぜひ検討していただきたい施策を提案させていただきます。

そこで、件名 1 として、企業誘致強化をということでお伺いいたします。企業誘致については、先月の常任委員会で調査させていただきましたが、納得いく答弁はいただけませんでしたので、改めて一般質問をさせていただきます。町内に優良な企業を誘致することによって働く場が増え、町民の所得も向上し、若者の地元への定着も増えると思います。そして、移住、定住人口の増加も見込めます。何よりも先ほども言ったように、町にとって重要な税収向上にもつながります。そういったことから、企業誘致は非常に重要だと思います。そこで、質問 1 でございます。まずは、企業誘致を進めていく上で企業誘致の専門人材の育成が必要ではないでしょうか。現在町では、行政機構改革により企業立地推進室がなくなり、企業誘致に関する担当者がいるだけとなっております。やはり企業誘致を強化していくには、様々なスキル、ノウハウを持った専門人材を育成していくことが必要と思いますが、考えをお伺いいたします。

質問 2 であります。現在の町の企業誘致は、パンフレットやホームページなどを見た企業からの問合せを待つという受動的な体制であります。町としてはどのような企業に来てほしいのか、ターゲット企業を設定し、町の魅力、強み、立地するメリットなどの行政の支援内容や、新地に立地すれば将来企業価値を向上させることが可能ですよというビジネスモデルの仮説をつくり、こちらから積極的にアプローチする提案型の企業誘致を進めていくべきではないでしょうか。考えをお伺いいたします。

質問 3 であります。企業誘致活動により、ここぞという具体的な企業立地の案件が発生した場合には、その企業に関係する課の担当者から成る企業誘致対策本部、これは仮称ですけれども、そういった組織を設置し、絶対に誘致するのだという体制で臨むべきではないでしょうか。考えをお伺いいたします。

質問 4 でございます。先月総務文教常任委員会の行政視察研修で和歌山県みなべ町と白浜町で研修を行ってきました。白浜町では、サテライトオフィス整備によるワーケーションへの取組ということで研修を行ってきました。白浜町は、サテライトオフィスを整備し、ワーケーションという働き方による IT 企業の誘致に取り組んでおりました。背景には、町域の 81 パーセントが森林という、製造業などの工場立地に向かない土地柄ということと、もう一つは若年層の町外流出が進んでいるため、若年層の雇用対策につなげるためということでした。我が町も製造業などの企業を誘致しても、地元の若年層の採用が少ないという現状があります。そういったことから、若い年代にも人気のある IT 企業の誘致にも力を入れるべきだと思います。町内にも空き家、空き店舗が増えております。そういったところを活用し、総務省が推進するおためしサテライトオフィスを開設し、まずは一度新地町を体験してもらうことが企業誘致にもつながると思います。考えをお伺いいたします。

質問 4 の 2 点目であります。交流人口、関係人口を増やす取組ということでお伺いいたします。以前に何度も申し上げているように、移住者を増やすには、まず新地町のよさを知っていただく、知ってもらうことが重要です。そのためには交流人口や関係人口を増やすことが重要になってくると思います。そこで、質問 1、しんち魅力体感・発信事業も今年度で 3 年目となります。過去 2 年は、山、海、それぞれの魅力を発信してきました。今年度のイベントの詳細に関しては、まだ伺っておりませんが、今年も大勢の人が集まるということを期待したいと思います。そこで、過去 2 年間の成果として、新地へのリピート客は増えているのでしょうか。また、この事業を活かし、どのように将来の移住、定住に結びつけていくのかお伺いいたします。

質問 2 でございます。ふるさと納税の返礼品として、町に関係するイベントなどへの招待を行うことにより、交流人口、関係人口を増やしていくべきではないでしょうか。地元でのイベントに参加することにより新地のよさを知っていただき、地元の方と触れ合うことにより、将来的な新地への移住につながる可能性もあります。新地では、先ほどの質問のしんち魅力体感・発信事業や鹿狼山の日本一早い山開き、あるいは遊海しんちなど様々なイベントがあります。ふるさと納税の返礼

品として、こういったイベントへの招待を検討していくべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

質問3でございます。コロナ禍以降、ワーケーションや二地域居住、週末移住、季節移住など、企業のテレワーク導入も拡大し、住む場所、働く場所に縛られない、新しい働き方が浸透してきております。交流人口、関係人口を増やす取組として、こういったライフスタイルに関心のある人や企業に新地を選んでいただけるようお試し住宅、件名4でお話ししたおためしサテライトオフィスを開設してはどうでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

質問は以上でございます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 8番、寺島浩文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、企業誘致強化を。企業誘致により町民の所得向上、町の税収増、若者の定着、そして移住、定住人口の増加が見込まれる。企業誘致を強化していくべきではないかの1点目、企業誘致の専門人材の育成が必要ではないかですが、町はこれまで企業立地推進室を立ち上げ、知識や経験、情報収集等の積み上げを行い、企業誘致を進めてまいりました。機構改革により、現在は企画政策課政策推進係において企業誘致を行っております。基本的に機構改革や人事異動により組織や担当職員が替わっても、これまで積み上げた情報等を引き継ぎながら、企業誘致が進められる体制は必要と考えておりますので、企業誘致を進めるに当たっては、町だけではなく、福島県企業立地課や福島イノベーション・コースト構想推進機構産業集積部などとの連携を図り、企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

2点目、現在の企業誘致は受動的であり、ターゲット企業を設定し、地域の強みやメリット、行政の支援内容やビジネスモデル案などの仮説を作成し、提案型企業誘致を積極的に進めていくべきではないかについてですが、これまでも町では役場北側にある津波復興拠点整備拡大区域にはスーパーマーケット等の商業施設、新地駅東側にある津波復興拠点整備区域には加工施設を備えた農業生産施設、駒ヶ嶺小学校跡地である駒ヶ嶺工業用地には製造業等の企業といったように区域に合わせた業種を選定し、誘致活動を行っております。また、当町の立地上のメリットである重要港湾相馬港、仙台空港や常磐自動車道へのアクセスのよさなど、当町の立地上のメリットや利用可能な優遇制度及び補助制度を説明するとともに、町の情報提供等も行いながら、事業者と情報交換し、積極的な誘致活動を行っております。提案型企業誘致を進めていくべきとのご提案ですが、津波復興拠点整備拡大区域の商業施設、津波復興拠点整備区域の農業生産施設、駒ヶ嶺工業用地への企業誘致、いずれも現在やり取りをしている事業者がございますので、まずはそれら事業者との交渉がまとまるよう、誘致活動に注力してまいりたいと考えております。

3点目、案件が発生した誘致企業に関係する課の担当者から成る企業誘致対策本部（仮称）を設

置し、取り組むべきではないかについてですが、企業誘致案件への対応については、多くの事業者が候補地を複数箇所検討されていることや、希望する進出スケジュールもあり、案件が浮上したタイミングに合わせて、いかに町が適切、迅速に対応できるかが重要と考えております。案件が出た場合は、タイミングを逃さず、町として庁内各課横断的かつ迅速に調査、検討、意思決定をしていく必要があります。企画政策課が事業者との交渉窓口ですが、必要により町の重要事項を審議する政策調整会議を随時開催し、町長、副町長、教育長、総務課長及び企画政策課長、その他関係する課長をもって速やかに意思決定ができる体制に取り組んでいるところであります。

4 点目、空き家、空き店舗を活用し、総務省が推進するおためしサテライトオフィスを開設してはどうかについてですが、総務省が推進するおためしサテライトオフィスは、都市部の企業等が地方に遠隔勤務のためのオフィスであるサテライトオフィスを開設し、本社機能の一部移転や二地域居住のワークスタイルを実践するケースが増えているところもあり、また地方においても雇用機会の創出や移住、定住の促進、新しい産業の創出に向けてサテライトオフィスのオフィス誘致に取り組む地方公共団体が増えています。しかし、都市部の企業誘致と地方側のつながりが限定的になっており、その問題を解消するため、都市部の企業等のおためしサテライトオフィス等の受入れを通じてオフィス開設のための具体的なニーズ調査等を行い、誘致につなげるものとなっております。なお、対象企業は、本店または主たる事務所が三大都市圏である埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域内に所在していることが条件となり、支援内容といたしましては、①として、都市部の企業等のお試し勤務の誘引に要する経費、2 つ目として、お試し勤務環境の用意に要する経費、3 つ目、お試し勤務時間中の活動に要する経費に対し、2 年間特別交付税措置を受けることができます。おためしサテライトオフィスを実施するには、まずサテライトオフィスを用意する必要があります。空き家、空き店舗を活用するにしても、リフォームなどにより職務環境を整えとともに、セキュリティの確保も求められます。現在当町の空き家バンクには 3 件の登録がありますが、これら空き家を活用し、事業を実施するには、建物のリフォームが必要になると考えております。現況といたしましては、町に対しサテライトオフィスに関する問合せもないことから、開設しても利用者がいないというようなことを避けるためにも、福島県東京事務所の企業誘致課へのニーズ調査等の支援を要望し、情報収集をしてまいりたいと考えております。

次に、交流人口、関係人口を増やす取組をの 1 点目、しんち魅力体感・発信事業も今年度で 3 年目になるが、新地へのリピート客は増えているのか。また、この事業をどのように将来の移住、定住に結びつけていくのかについてですが、令和 4 年度より復興交付金を利用しての震災以降、福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による風評被害を払拭するため、新地町の魅力を多くの人に知ってもらうために実施してきた事業であります。これまで一般モニターツアーやインフルエンサーを対象に、鹿狼山や海釣り公園などを利用して新地町の魅力を体感していただきました。併せて情

報発信もしてきたところであります。今回の業務実施前と比較してSNSのフォロワー数が増えていますので、新地町の情報を取得したい方が年々増えている、つまり新地町を再度訪れたいと思っているという認識であります。また、事業の中では移住、定住に関してのアンケート調査をしており、その結果としては、自然豊かなよい印象を持ってもらえるようであります。今後も継続的に観光事業に取り組むことにより、フォロワー数の増加に伴い観光客が増え、自然、文化、食など町が持つ魅力を直接体験することでより深く理解し、親しみを抱くことにより、ここに住んでみたいと思うきっかけとなるよう、引き続き取り組んでまいります。なお、これまで実施してきたツアー参加者に対し、リピート回数などのアンケート調査を実施してまいります。

2点目、ふるさと納税の返礼品として町に関係するイベントへの招待を行い、交流人口、関係人口を増やしていくべきではないかについてですが、ふるさと納税の返礼品とは、ふるさと納税により寄附があった際、寄附をいただいた方への感謝の気持ちを表し、地元の特産品などを返礼品として送っています。返礼品の品目は食品、腕時計、宿泊施設の利用券など多岐にわたり、町にとっては特産品はじめ地場産業を全国に発信できる貴重な機会となっております。町に関係するイベントへの招待を行い、交流人口、関係人口を増やしていくべきではないかのご提案ですが、現在町に関係するイベントについては、無料もしくは一般に比べ安価な料金となっていることもあり、今後ふるさと納税返礼品を選定する際の参考とさせていただきたいと思います。

3点目、ワーケーション、二地域居住、週末移住、季節移住などによる交流人口、関係人口を増やすため、お試し住宅、おためしサテライトオフィスの開設を検討すべきではないかについてですが、お試し住宅については、令和元年度において、県事業による移住体験住宅を実施いたしましたが、新地町への応募はありませんでした。また、東京で移住相談等の活動を行っているふるさと回帰支援センターに当町の資料等情報を提供しており、移住相談があった場合は紹介をお願いしております。県事業による移住体験相談やふるさと回帰支援センターとの連携も交流人口、関係人口を増やすためには有効と考えておりますが、将来の移住までを見据えた場合、当町への移住を検討していただけるよう町の魅力をアップし、PRしていきながら、交流人口、関係人口の増加、最終的には移住者の増加につながるよう、各種施策を検討していく必要があると考えております。また、先ほどの回答と重複しますが、現状といたしましては、町に対してサテライトオフィスに関する問合せもないことから、開設しても利用者がいないということを避けるためにも、福島県東京事務所の企業誘致課へニーズ調査等の支援を要望し、情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○遠藤 満議長 8番、寺島浩文議員。

○8番寺島浩文議員 ご答弁いただきました。再質問させていただきます。

企業誘致でございますけれども、先ほど町長言われたとおり、今企業立地推進室がなくなってしまうことでしたが、担当者が今までのノウハウ等を引き継いでいって、あとは県との連携をやって

いくというお話でございました。それだと今までと同じような感じで、全然強化という部分にはつながらないので、私の質問とちょっと違ってくるのですが、専門の人材の育成ということはならないので、それでは。企業をやっぱり誘致することは非常に大事だということを先ほど言いましたが、その誘致できる確率を上げていくためにも、単なる企業誘致の担当者ということではなくて、高いスキル、ノウハウを持った人材をもう一人でもいいので育成して、質問2にもつながりますけれども、提案型の企業誘致を進めなければ、誘致できる確率というのは上がっていかないのではないかと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 お答えいたします。

機構改革がありまして、企業立地推進室から企画政策課で今企業誘致をやっております。専門的なスキルということでございますけれども、これまでも担当でいろいろ勉強もしながら、いろんな積み上げてきた業務の中でノウハウ、情報持っております、そういった部分を引き継いできております。そういった部分も引き継いでいきながら、それでも専門性が必要だという部分で足りない部分につきましては、福島県の企業立地課、それから福島イノベーション・コースト構想推進機構の産業集積部もありますし、そこでも不足の部分があったら、もっと専門家の方に相談をしながらやってきていますし、これからもそのような考えでやっていく予定でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 8番、寺島浩文議員。

○8番寺島浩文議員 今のご回答ですが、確かに地方公共団体の企業立地の担当者というのはほかにも仕事もありますし、なかなか専門というのは難しいとは思いますが、それをやっていかないとなかなか企業、これも競争なので、ほかに勝たなくてはいけないものですから、そこをやっぱりやっていかないとなかなか難しいのだと思います。そこをぜひ考えていただきたいと思うのですが、確かに、今言ったように、地方自治体の企業誘致というのは提案とか打診を待つ受け身体制なのです。それに対して、町の今支援メニューというのは、大体固定資産税の減免、設備投資に関する補助金となっていて、我が町も大体同じだと思います。それでは、ほかの自治体との差別化というのはできないと思います。そういったところから、企業誘致に対する専門人材を育成して、問い合わせた企業またはターゲット企業に対してこちらから積極的にアプローチする提案型の企業誘致を進めていくべきではないのでしょうか。地方公共団体というのは、今受け身体質と言いましたが、民間企業から見れば、信頼度が高いのです。そういうところからいって、アポイントも取りやすいと思うのです。だから、こちらから積極的にアプローチするほうも取りやすいと思います。ぜひ積極的にアプローチして、提案型企業誘致を進めていくべきだと思うのですけれども、もう一度お伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 非常に専門家、専門家って言いますが、私は職員を一定程度信じていますし、職員が持っている情報の能力も高いと思っています。そういった中で、小さい自治体においていろんなところで専門職を配置するというのは非常に厳しいので、そういったことも理解していただかないと駄目だと。ですから、そういうところの情報、関係する関係機関と協力をしてやっていくということでございますので、その辺はひとつご理解していただきたいと思うのです。そうでないと、ここは誘致をすればいいのだと、ここをPRすればいいのだと、そうはいつてもなかなか厳しいところがいっぱいあるのではないかと思います。議員がおっしゃるとおり、町も一生懸命努力はしてまいりますが、今限られた財政の中で、職員が一定数の中で一生懸命やっているということも理解をしていただいて、この質問にお答えしたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 8番、寺島浩文議員。

○8番寺島浩文議員 重々そういうご答弁は今までも伺ってまいりました。新地のような小規模の自治体では、専門職ってつくるのは確かに難しいとも理解できます。ただ、先ほども言ったようにやっぱりこれも競争でございます。企業誘致、さっきも言ったように税収という面も考えますと、どうにかしてやっぱり優良な企業は誘致したいわけでございます。町長は、いつも今後の公共施設ですとか、公共インフラの改修、維持管理に相当の財源が必要だということを、そのたびごとにおっしゃいますけれども、そういういうことからいっても、税収増が見込める企業誘致というのはやっぱりぜひ力を入れていくべきだと思います。なかなか難しいという回答はありましたが、先ほど回答もあったように各課横断的な体制で、物件があれば横断的な体制で取り組むという話もありました。ただ、そこにもう一つ、ちょっと専門性を付け加えていただければ、誘致できる確率というのが上がるのではないかと思いますので、もう一つ、一步というところいかがでしょうか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 町といたしまして、今議員がおっしゃるとおり、専門職を置いている自治体いっぱいあります。ただ、そこが置いてあるから、では全てどんどん企業が誘致されているかと、それは無いと思っています。一定程度、うちは先ほどお話ししたとおり、3箇所にそれぞれ今希望の事業者が来ておりますので、そこを最大限やっていくと、そしてできるだけ早く、塩漬けにならないような、そういった企業の場所を選定していかないと、議会からも指摘されているとおり、いろんな土地を造れば、いつまで造るのだと、そういうことの発言がありますので、私としてはとにかく今の町の企業誘致をすべきところを早く埋めていくと、それが大事だと思っております。そして、過去には企業立地の室を置いたのは3年、4年前までです。それ以降、今度の機構改革でなくしたわけではないのですが、専門員を配置をしておりましたが、それで企業誘致が成功したかという、一定程度の成果は収めたとは私は認識はしておりますが、誘致まで全部つながったとは考えておりませんので、そういった中で私たちも町の工業団地を少しでも早く埋めて、そして今議員がおっしゃ

るとおり、新たな企業誘致のために新たな土地をと、そういう発想にしていかなないとなかなか厳しいのではないかというふうに思っておりますので、議員が将来の負担の部分まで心配していただいています。私も非常に心配していますが、ただ、企業というのはあくまで企業です。自分がもうかなければ、来ないのです。そこも重々理解してほしいと。新地町のいろんなメリットがあると言っておりますが、非常に海が近いということは、いい面と悪い面があります。精密機械はほとんど来ないと思います。そういったいろんなことを考えれば、我々の新地町に来るであろう企業というのは、一定程度限られてくると思います。そういった中で、そういった方々にいろんな書類を送ったり何かしながら、最大限努力をしていくということでご理解していただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 8 番、寺島浩文議員。

○8 番寺島浩文議員 町長から、なかなか難しいのだよという話もございました。やはり企業誘致は必要であるということは私も重々思っておりますので、ぜひもう人材も限られていることもありますし、ただできる限りやはり頑張ってください、企業誘致に取り組んでいただければと思っております。

次のサテライトオフィス整備によるワーケーションという働き方、新地を選ぶ方がいないのではないか、そういったことから、そういったオフィスを整備することもちよっとためらうようなお話が先ほどございました。研修してきた白浜町がワーケーションの地として選ばれている理由としては、当然日本有数のリゾート地であるということがありまして、あとは空港があり、首都圏からの距離感ですとか、Wi-Fi の整備率、そして企業進出後の継続的な町のサポートがあるということでした。新地町は、日本有数のリゾート地ではありませんけれども、首都圏からの距離感ですとか Wi-Fi 整備率、そして企業進出後の継続的な町のサポート、こういったものは可能だと思うのです。そして、スポーツ施設、レジャー施設、そういったものも結構充実しております。そういったことから、サテライトオフィスの整備によるワーケーションへの取組はぜひ検討すべきだと思います。ワーケーションを推進すれば、IT 企業を中心に若い年代を町に呼び込むことができますし、町内の若者の定着する、そういった可能性も高まってくると思うのです。若者が増えれば町に活気が生まれて、新たな産業が生まれるということも考えられますし、将来の移住、定住にもつながる可能性は高くなると思います。ぜひまずはおためしサテライトオフィスを開設すべきだと思います。先ほどもやっぱり空き家、空き店舗、これは当然増えてきていますから、多少その整備費用をかけても、やっていくべきではないかと思いますが、再度お考えをお伺いします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長から答弁させていただきましたけれども、現状といたしまして、町にサテライトオフィスに関する問合せも今のところないということでもあります。ということで、まずは情報収集とい

うことで、福島県東京事務所の企業誘致課、そういったところと連携して情報収集をしていただければと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 8番、寺島浩文議員。

○8番寺島浩文議員 逆の考え方からすれば、やっぱりサテライトオフィスがなければ、誰も来ようとはしないわけですね。それを整備していくほうが先と私は考えてこういう質問になっているわけですが、例えばやっぱり物件だってあるのではないのでしょうか。例えばですけども、旧新地高校なんかも考えようによっては空き家ですね。そういったものはいっぱいあると思うので、ぜひその辺は、まずは造らないと。いや、将来の話ですけども、そういったことをまずは整備しないことには申し込んでくる方もいないのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 今いろいろご提案いただきました。今ご提案いただいた件も含めていろいろ調査研究はしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 8番、寺島浩文議員。

○8番寺島浩文議員 先ほど言ったメリットも非常にございますし、企業にとってのメリットというのも出てくると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次は、魅力体感・発信事業ですが、フォロワー数が増えているので、リピートも多くなって、関心を持っている人が多くなっているのではないかと考えてございます。これちょっと確認ですけども、このしんち魅力体感・発信事業、過去へ参加した方へはその都度、毎年いろんなイベントもまた変わってきますし、何年かに1回のイベントなんかもあります。そういった記念行事とか、そういったイベント、そういった方に、来た方にはSNS等で情報発信とかはしているのですか。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

魅力体感・発信事業についてですけども、ここ4年間ぐらいですか、実施しております。モニターツアー者ですとか、インフルエンサーとか、そういった方いらっしゃいますけれども、町での情報発信という意味でいえば、インフルエンサーの方々が情報発信をしております。業務内容は、そのような内容です。あとは、モニターツアーでいらっしゃった方が個人的なSNSで情報発信しているという認識でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 8番、寺島浩文議員。

○8番寺島浩文議員 いろいろ、では情報は発信していただいているということですが、それをいかにその先の、新地いいところだなと思っていただいて、移住、定住に結びつけていくということだ

と思うのですけれども、情報の発信だけだと、やっぱりなかなかほかでも、移住、定住者、どこ
の自治体でも移住希望者の取り扱いみたいになっていますから、何か差別化できるような施策が必要
だと思います。その辺りというのは何か新たな施策というのは、考えとかはございますか。

○遠藤 満議長 加藤伸二産業振興課長。

○加藤伸二産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

魅力体感・発信事業につきましては、町長答弁にもありましたとおり風評被害等々が主たる目的
となつてございます。今年度も実施する予定でございますけれども、新地町に来ていただく、新地
町を知ってもらおうと、こういったものが一番の目的でございまして、そういった方々が後に移住も
されればいいのかなという形でいるところでございまして、あとそういったことも関連してくると
思うのですけれども、先ほどフォロワー数もちよっと増えてきているということもありましたが、
令和4年度は180人ぐらいしかなかったものが、令和6年度は2,004人と広がってきていますので、
そういった意味ではかなり効果が上がっていると考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 8番、寺島浩文議員。

○8番寺島浩文議員 フォロワー数も増えているところですので、ぜひその先の将来の移住、定住に
結びつけていただければと思います。ご提案としては、リピートで来ていただく方にはぜひ宿泊等
で泊まっていただくような施策も考えていただくといいと思います。やっぱり少しでも長くいても
らったほうが町の魅力というのも伝わりやすいと思いますので、その辺のこともぜひご検討してい
ただければと思います。

ふるさと納税です。今町の特産品の詰め合わせが返礼品だと思うのですけれども、大変申し訳あ
りませんが、他の自治体の返礼品からするとちょっと見劣りがするのかなという気がします。ほか
があんまり立派なものを出し過ぎているというのものもあるのかもしれませんが、そういったこ
とからすれば、新地をもっと知ってもらうためにも返礼品を、新地のイベントの招待を検討する
というのはやっぱり必要なのではないのでしょうか。ただ招待するでは返礼品にならないので、イベン
トに合わせた宿泊費、交通費の助成とか、あるいは町内での買物ができる商品券とか、いろいろ考
えられると思います。新地との関わりを持ってもらうためにも、返礼品としてイベントへの招待と
いうのもぜひ検討すべきだと思いますけれども、再度お伺いします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

イベント等を返礼品の対象にしてはどうかということでもありますけれども、イベントにつきまし
ては、単にそのイベントに来てもらって、それが返礼品になるかというところがあります。やっぱ
りいろんな宿泊とか、付加価値というか、そういったものが必要だと思いますけれども、それは町
だけで考えられることなく、イベントの主催者とか、そういった部分のお考えもあるのかな

と思いますけれども、今のところはそういった今議員からの提案については、今後の返礼品を選定する立場としましては、そういった参考とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 8番、寺島浩文議員。

○8番寺島浩文議員 検討するということでしたので、何度も言いますように、新地に来ていただいてよさを知っていただくというのが一番の目的ですので、ぜひ検討していただければと思います。

最後のお試し居住、おためしサテライトオフィスですが、先ほどもおっしゃいましたように、前にもこの事業をやったということですが、そのときには応募者がいなかったということでした。住宅は、そのとき私の記憶だと、空いた町営住宅などをお試し住宅として募集した経緯だったと思います。そこに対して申込みがなかった。しかし、それはコロナ禍以前のことだと思います。コロナ禍以降はテレワークという働き方も増えたことから、ワーケーションや二地域居住という働き方に関心のある方が増えていると思います。多層階の町営住宅などではなく、件名1でも話したように空き店舗、空き家を利活用したお試し住宅、おためしサテライトオフィスも整備して、もっとSNS等でも利用者を募集してみたらいかがでしょうか。ぜひやるべきだと思いますが、お伺いします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えします。

SNSでPRしてはどうかということでもありますけれども、まだサテライトオフィス、今実施していない段階でございます。コロナ禍以降という、あった後そういった需要があるのではないかというお話もありましたので、そういった需要があるとか、そういったことも含めまして、先ほど答弁しましたけれども、福島県東京事務所等の支援も受けながら、ニーズ調査をやっていければと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 8番、寺島浩文議員。

○8番寺島浩文議員 ぜひ検討していただければと思います。

最後に、ご提案として、そういったお試し住宅、おためしサテライトオフィス、応募者がいないということであれば、先ほどふるさと納税の返礼品の話もしましたが、お試し住宅を整備して、返礼品としてイベントなど招待を行ったときに、そちらに泊ってもらえばいいのではないですか。安く、無料とか低料金で。そうすれば、必然的に利用者も出てくると思いますので、この辺も併せてちょっとぜひご検討していただければと思います。空き家も当然増えていますし、こういった利用の仕方も一つだと思います。ぜひやっぱり一番最初に言ったように、人口減少が新地も進んでいますので、いろんな施策試してやっていかないと、人口減少も加速していきますので、ぜひ第6次総合計画の後期基本計画の中でいい施策を出していただければと思います。

以上で終わります。

○遠藤 満議長 これで8番、寺島浩文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1番、大内広行議員。

〔1番 大内広行議員登壇〕（拍手）

○1番大内広行議員 受付番号6番、議席番号1番、大内広行でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回も私からはまちづくり、あとは子育て施策に関する件を主にしまして、大項目として3件、地方創生2.0に関するもの、あとは子育てに関するもの、そのほかふるさと納税に関するものとして、質問内容としては6項目になりますので、よろしくお願いいたします。

まず、まちづくりについてということですが、こちらにつきましては、これまで国ではデジタル田園都市国家構想、そのほか地方創生に係る各施策を取り組んできておりました。しかし、その反省点を踏まえまして、昨年地方創生2.0の基本的な考え方が示されております。また、その基本的な考え方を含めて今夏には基本構想が策定される方針であると伺っております。この地方創生2.0につきましては石破政権の肝煎りであり、石破首相の言葉の中には、楽しい日本をつくるというような言葉も含まれておりました。その内容を含めまして、令和7年度の当初予算、国の予算ではありますが、前年度から倍増の2,000億円、令和6年の補正予算に絡みます新地方創生交付金1,000億円を加えますと3,000億円もの規模になる予算が予算化されております。この交付金は、全国約1,800弱になりますが、全ての自治体が対象となり、言い換えれば1,800の自治体が平等にこれを取り合う交付金だとなるかと思えます。当町につきましては、高齢化、人口減少が急速に進んでおります。これらの課題を解決するため、積極的に地方創生交付金を活用した事業を検討し、進めるべきと思いますが、町の考えを伺いたいと思えます。

次、2点目につきましては、子育て施策のPRについてということでございます。

今町が実施しております結婚、出産、子育てに関する施策につきましては、これも個人的ではありますが、福島県内の他の町村と比べますと、ある程度充実しているように感じております。もちろん各自自治体におかれましては、条件や考え方が違いますので、一概には言えないとは思っております。しかし、大切なのは、前段で話したように、それぞれの施策がしっかりと対象となる住民に伝わっていないのではないかと感じざるを得ません。全体の施策が一括で分かるような、さらに若者等に受け入れられるようなパンフレットを作成し、分かりやすいPRに努める必要があるのでは

ないでしょうか。考え方を伺いたいと思います。

大きな項目の3点目となります。ふるさと納税に関してになります。ふるさと納税につきましては、地域の産業振興、観光資源開発、福祉や教育のサービスへの活用、これらを含めて税収減少への財源確保というようなもの、さらには関係人口については地域とのつながりを深めることなど、地域課題の解決に用いることを目的とした制度になったと思っております。積極的な取組で他の自治体と差別化し、地域の魅力を広めることで、その結果寄附額が増え、財源が確保されるものだと思います。これまでの町長の発言からは、このふるさと納税に関しては積極的な姿勢は感じられません。その結果かどうか分かりませんが、令和6年度のふるさと納税の実績、これは速報ベースではありますが、新聞紙上に掲載されたものです。6年度の実績として662万円、前年度は1,033万円ということで36パーセント減少しています。周辺の町村では、飯舘村さんよりも少し低い額になっていると。一方で福島県内では大きく増やした自治体もあります。この状況から含めてふるさと納税の増加策として、次の取組について伺いたいと思います。

1点目、今回の令和6年の実績として大きく減少した要因は何か分析をされていますでしょうか。伺いたいと思います。

2点目につきましては、新地町がふるさと納税を増やしていくための課題は何かというところをお伺いしたいと思います。

3点目につきましては、この産品の商品開発に係る費用につきましては、各種補助金等の対象となっていると思います。これらを含めて商工会等と一丸となって商品開発に取り組む必要があると思いますが、どうかというところを伺いたいと思います。

4点目につきましては、先ほどの寺島議員の質問にもありましたが、商品券のような気軽に購入できるような仕組みの導入を進めてはどうかという部分についてお伺いしたいと思います。

以上、大項目として3件、内容としては6件になると思います。ご回答をよろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 まず、1番、大内広行議員の質問にお答えをいたします。

初めに、まちづくりについて。昨年、地方創生2.0の基本的な考えが示され、この夏にも基本構想が策定される方針である。高齢化、人口減少が急速に進む当町では、これらの課題を解決するため、積極的に地方創生交付金を活用した事業の検討を進めるべきと思うが、町長の考えを伺うについてですが、地方創生交付金は令和6年度より新しい地方経済・生活環境創生交付金として創設され、次世代交付金、デジタル実装型、地方防災緊急整備型、地域産業構造転換インフラ整備推進型の4つに分類をされてそれぞれ交付されます。次世代交付金は、地方がそれぞれの特性に応じ、自主性と創意工夫に基づき実施する独自の取組に対し、交付金により支援を受けることができるもの

となっております。ソフトからハードまで幅広い支援対象となっており、デジタル実装型はデジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組の支援、地域防災緊急整備型は先進的な防災取組に対する支援、地域産業構造転換インフラ整備推進型は半導体等の戦略分野における国家プロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備に対する支援となります。県内でも、これらの事業を活用した行政サービス等のデジタル化や、子育て等によるブランクで就職への不安を抱えている求職者に対する復職支援プログラムを実施し、事業者とマッチングを行う事業、また直売所等観光施設の整備を行っている自治体もあります。町でもこれら交付金を活用し、高齢化や人口減少の課題解決につながる事業ができないか情報収集を行い、調査研究を行っていきたいと考えております。ただし、地方交付税を活用したこういった交付金は、本来地方交付税は地方に配分をしなければならないお金であります。国が行う事業で交付税措置をするというのは、私にとっては非常に不本意な事業だろうと考えております。

次に、子育て施策PRについて町が実施している結婚、出産、子育てに関する施策は、福島県内の他の町村に比べると充実しているように感じる。しかし、それぞれの施策がしっかりと対象となる住民に伝わっていない。全体を一括で分かるような、若者に受け入れられるパンフレットを作成し、分かりやすいPRに努める必要があると思うが、町の考えを伺うについてですが、現在の制度の周知方法としては、母子手帳の交付などをそれぞれのライフステージごとに役場に来庁したときに紙媒体で案内したり、保育所の入所申込みなど、その時期に広報紙等に掲載しての周知や、ホームページによる周知となっております。本年4月から機構改革により、出産から子育て期に関する施策を実施する課が1つになりましたので、これを機に紙媒体とホームページを連携させて、町民の方が自分が今どの段階にいて、そのときにどのような施策があるのかを分かりやすくPRする方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税について、令和6年度のふるさと納税実績は速報ベースで662万円と、前年度1,033万円に対し、36パーセント減少した。一方で、福島県内では大きく増やした自治体もあり、ふるさと納税増のための今後の取組について次の内容の考えを伺うの1点目、大きく減少した要因は何かについてですが、令和6年度の町のふるさと寄附金の速報値について、件数は875件で、寄附額は662万4,000円でした。令和5年度の町のふるさと寄附金について、件数は2,759件で、寄附金額は1,033万827円でした。前年度と寄附金額の比較をしますと、370万6,827円のマイナスでした。その主な要因といたしましては、広告宣伝やサイト運営費などの募集費用が給付金受領額の50パーセントを超える場合、指定取消しの対象となることが追加されるなどふるさと納税の制度変更があったため、令和6年1月から返礼品寄附額単価を上げたことが影響したものと考えております。皆さん方の兄弟、そして子どもさんが、この新地で育った方、ぜひ新地町にふるさと納税を皆さんの口からお伝えしていただければ、さらに増加するのではないかと思いますので、ご協力方をお願いしたいと思います。

次に、3点目、商品開発等に係る費用は補助金等の対象となっており、商工会等が一丸となって商品開発に取り組む必要があると思うが、どうかについてですが、新地町の豊富な農林水産物等の資源を活かした特産品開発、改良のために地場産品の研究開発、開発育成を進め、ふるさとの産業振興に寄与することを目的に新地町特産品振興協議会が組織されております。目的を達成するため行う事業として、特産品開発、改良のための事業、特産品の販売、消費拡大に関する事業等を行うこととされており、新地町商工会が事務局となっております。また、町では新地町起業家等支援要綱を制定し、町内で新たに起業される方や新製品を開発される方に町独自の補助制度を設けております。町では、新地町特産品振興協議会の活動を支援するとともに、町独自の補助制度を活用して、新たな商品が開発されることに期待しております。

4点目、商品券のような気軽に購入できる仕組みの導入はについてですが、ふるさと納税返礼品には3つの基準があり、ふるさと納税の募集を適正に実施すること、返礼品は返礼割合は3割以下とすること、返礼品は地場産品とすることとなっております。返礼品は地場産品とすることの中に、町内において提供されるサービスがあります。町内以外で利用できるよう金券や商品券は返礼品として取扱いができない決まりになっております。そのため、現在町内のみで利用できる返礼品として、つるしの湯と鹿狼の湯の入浴券やホテルグラーブ新地のシングル、ダブル、鹿狼の湯のお手軽プラン、のんびりプランと相馬六万石のシングル、ダブルの宿泊券を既に返礼品として取扱いをしております。今後も各事業で発行する商品券や利用券で返礼品として取扱いできるものであれば、事業者と調整の上、返礼品に加えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午前11時18分 休憩

午前11時18分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

大堀武町長。

○大堀 武町長 ふるさと納税の2点目が漏れておりました。大変失礼しました。

2点目、新地町ふるさと納税を増やしていくための課題は何かについてですが、ふるさと納税を増やしていくためには、寄附者数を増やしていかなければならないと考えております。そのためには、当町のふるさと納税返礼品を当町を知らない人の目に触れる機会を増やしていく必要があります。ふるさと納税は、令和6年度では約97パーセントがふるさと納税サイトからの寄附となっております。現在当町は、さとふると楽天のふるさと納税サイトと契約を行っております。ふるさと納税を増やすために他のふるさと納税サイトと契約を行わなければならないのですが、サイトを増やすことにより、寄附者数は増加が見込まれますが、返礼品の確保やスムーズな返礼品の送付等が可

能かどうかが課題となり、納税離れも懸念されます。さらに、この納税サイトに対する手数料約15パーセントが、これも納税の2分の1の中に入ってきますので、それらも充分に考えていかなければならないと思っております。

以上です。すみませんでした。

○遠藤 満議長 1 番、大内広行議員。

○1 番大内広行議員 回答ありがとうございました。それでは、追加質問をさせていただきたいと思っております。

まず、まちづくりについてということで、地方創生2.0の部分についてご説明をいただきました。その中で、回答の中で、この地方創生2.0を活用するために調査研究を行っていくというようなお話があったかと思えます。こういった施策新地町に誘導するためには、国もしくは県の政策部局と密なつながりが必要になってくると思っております。調査研究ということで、もう進めているというような認識を持っておりますが、今現在でそういった部局との何か取組を行っているか伺いたしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

国とか県とかのつながりというか、やり取りのお話かと思えますけれども、今は国とか県の説明会等がありますので、そういった部分で情報収集をしているところでございます。あとは、相談窓口は直接国の相談窓口、県を通して年間を通じて質問対応していただけるということもありますので、町でこういった事業はどうかというような部分で案が出たときに、県を通して内閣にいろいろ相談をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1 番、大内広行議員。

○1 番大内広行議員 この地方創生2.0の中の新しい地方経済・生活環境創生交付金の中に先ほどご説明いただいた第2世代交付金、あとはデジタル実装、あとは地域防災緊急整備型、あとは地域産業構造インフラ整備推進のということで大きな4項目があります。その中の1項目めにあった第2世代交付金の中には、今ご説明いただいた、各施策の説明会行っているとか、相談窓口に対して質問を行っていますというところあるのですが、この中に国の伴走支援強化ということで、国が積極的に地方に入って、そういった施策についても伴走していただいて、施策の実現に向けて取り組むというような内容も含まれております。こういったことについては、どのような取組を行っているか教えてください。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 今のところ国の伴走支援の依頼というか、一緒にやっていただいているというところはございません。これから必要に応じてそういったところも検討していきたいと考えて

ございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 そうすると、今検討中、相談中というところではありますが、これからやっていく施策については、町の施策としてこの後の、これから検討になると思いますけれども、第6次総合計画の後期計画とかの中にも取り組んでいくということでもよろしいでしょうか、伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 第6次総合計画、今策定をしているところでございます。その中で、こういった制度を使って重要な町の施策というような部分であれば、そういった部分で総合計画の中に位置づけしていくことになろうかと思えます。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 先ほども質問の中でお話ししたとおり、国では3,000億円もの規模の予算を張りつけて、交付金を出しますというところ、その中で、要は勝ち組、負け組とは言いたくはないのですが、こういった交付金を使っていない自治体が200以上あるというような国の評価もしております。そんな中でやはり早めに手を挙げて、支援をいただきながら、人口減少対策、高齢化対策というものを、本当に施策を先手、先手で打っていかないと、多分後追いになって交付金が認められないというようなところも出てくるかと思えますけれども、そういったところで積極的な取組をお願いしたいなと思っています。

先ほどの町長答弁の中に、この制度自体が少し問題があるのではないかというような話もちょうと出していました。そうはいっても、制度ができたからには、それを理解して進めていくというのが本来かと思っております。このまちづくりについて最後にお伺いしますが、地方創生2.0、この新しい地方経済・生活環境創生交付金、今後町としてどう取り組むか、最後に伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまの質問にお答えします。

やはり交付金事業ということで、使用の用途に合わせた部分があるかと思えます。これから第6次総合計画におきまして、町が求めている政策と、この交付金事業のマッチングの中でやはり有利な部分であれば、それを活用した中で財源をいかに抑えていくかといった部分も必要かと思えますので、そういった考え方の下でこの交付金事業に対しまして進められればなと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 それでは、次に移りたいと思います。

次、子育て施策のPRについてということで、先ほどの回答の中では母子手帳、あとは紙媒体での資料、あとは広報、ホームページによる周知というようなところがありました。さらには紙媒体の部分のホームページと連携させてステージに合わせたものをつくっていくということでございました。この先どんなふうになっていくかは分かりませんが、子育て支援についてということで、私も新地町はかなり充実しているなというようなところは感じています。本当に周知があまりにも若者に受けないというか、ちょっと見づらいというか、一度説明を受けても、その後多分資料なんかがどこかに行ってしまうというようなところかと思います。これは、ホームページの中から探して、子育て支援についてということで、これは多分以前でいう町民課さんとかの関わりになると思うのですが、ここにたどり着くまでホームページもかなりの深い階層になっています。ほかのホームページの中身を見ても、もうかなり深い階層になっているのはいっぱいあるのですが、やっぱりこういう部分をもうちょっとクローズアップして、見やすいようにしていくことがまず必要なのではないかと思います。考え方を伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 大内議員言ったとおり、ホームページ大変今見づらい状態になっておりますので、そういったものの改善も含めて、どのような方法にしたらいいか考えていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 ぜひとも早急にやっていただければと思います。

さらに、こういった私が提案しているパンフレットを作成するという部分につきましては、隣の相馬市さん、あとは南相馬市さん、あとはこれまで私が行政視察で行きました横瀬町、あとみなべ町、白浜町ではしっかりとパンフレット化をされておりまして、それがニーズに沿った形、また多分対象者からの意見を伺って、いろんな見直しが行われた結果ということで、すごく見やすいものになっています。その結果なのかどうかは分かりませんが、南相馬市につきましては、子育て施策の充実もあって、子育てしやすいまちということで上位にランクされるというようなところもあります。やっぱり若い人たちに受け入れられるというのは、その町がその人たちに寄り添う、またその人たちの目線で何か対策をしているかというのは一番かと思います。これも要望になってしまおうとは思いますが、ぜひとも使う側が手に取って、すぐにホームページを見れるようなというようなパンフレットを作っていただきたいと思います。こちら最後になります。パンフレットについて、作っていただけるかどうか伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 佐藤茂文保健福祉課長。

○佐藤茂文保健福祉課長 他自治体が作っている立派なパンフレットかと思いますが、そういったものを作るかどうかはまだ決めかねているところで、答弁にもあったようにまず紙媒体につい

では、今考えているのは簡単な目次のようなものにして、その詳細についてはホームページで見れるような形をまずは作っていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 1 番、大内広行議員。

○1 番大内広行議員 それでは、次の質問に移りたいと思います。

ふるさと納税に関して質問をさせていただきました。納税の実績については制度の変更があったというところ、制度変更によりまして寄附額が高くなったというようなところを伺いました。ちょっと質問の中に含まれるのですが、昨年ですか、閉会中調査の中で、新たな返礼品ということで、シチズンさんの時計のふるさと納税の返礼品も多分一緒に上がっているのではないかなと思っております。ただ、この返礼品の寄附額については、最低額が8万1,000円ということで、これ年収に換算しますと夫婦世帯でいうと年収で約675万円、そのほか平均的に見ると30万円台のものが多いたのですが、これをすると年収1,300万円というようなことで、中級から上流階級になるのではないかなと思っております。検討いただいて、リストに返礼品にアップしていただいているところなのですが、シチズンさんの時計については、実際返礼品となった実績はあるのでしょうか、伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 今ご質問いただきましたふるさと納税返礼品の、令和6年度から追加しましたシチズン時計さんの時計の実績ということでありますけれども、令和6年度の11月から8件寄附をいただきました。額的には約160万円ほどということで、令和6年度が660万円ですから、全体的に。そのうちの160万円ということで、割と割合的に大きい寄附がいただけたかなと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1 番、大内広行議員。

○1 番大内広行議員 11月からということで8件は、160万円ということですので、かなりの割合を占めるというところですね。逆に言えば、それ以外の返礼品が大分少なくなっているというところで、要はニーズ含めると高額商品がいいのかともなってくるかと思いますが、今後検討していく中で新たな返礼品の検討とかは今現状やられているものはあるでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 今実際こういったものというのにはお答えはできないのですが、後の質問でありますけれども、商品券のようなもの、そういったもので事業者の方とちょっと相談している部分はございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1 番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 今商品券の話が出たので、ちょっとその辺を話をしたいと思います。

先ほどの町長の答弁の中では、商品券だと返礼割合が3割ということと、地場商品、サービスが含まれるということで、取組としてちょっと、表現、難しいという表現ではなかったかと思いますが、対応が大変だよというようなニュアンスだったような気がします。こちらも福島県内では、ほかにもやっていると思いますが、下郷町とか、そのほかの自治体でも、例えば飲食店に行った際にそこでQRコードを読み込んで、そこで返礼品寄附をして、商品券、それをお店で使うというような仕組みもあります。そういったいろんな仕組みがあるかと思いますが、それらについては調査をされて、いい方法があるというものは何か見つけ出しておりますでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員からご提案いただいたような、そういった制度、新しいような、進んでいるような部分ですけれども、そういった部分については、今後よく研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 このふるさと納税の目的を達成するために、やはり返礼品充実させていくというものが必要かと思えますし、それ以外、一昨年ですか、実績では1,033万円というような実績がございました。寄附するほうからすると、それを寄附の目的というものが何項目あるかと思えます。実際1,033万円の寄附、その中の使用目的、寄附者から言われている寄附目的、あとそれをどのように、使った実績ですか、そちらを教えてくださいたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画政策課長。

○小野和彦企画政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

寄附金の使途という部分であるかと思えます。今議員がおっしゃったとおり、幾つか使途をあらかじめ決めさせていただいてございます。まず、1つが人と自然が共生するまちづくりの事業、2つ目に安全に暮らせるまちづくり事業、こちら防犯、防災関係になります。触れ合いと安全の地域づくりの事業、こちらは健康とか保健、医療、福祉、そういった分野になります。心の豊かさとりを育む人づくり事業、こちらは人づくり、文化、スポーツ活動、地域に根差した文化づくり、そういった部分の活用になります。地域資源を活かした産業づくり事業、こちらは農林水産業、商工、観光になります。あとは交流が広がるまちづくりということで道路、公共交通の充実、情報化への対応、地域間交流、国際交流、こういった部分になります。あとは、新しい時代に対応した仕組みづくり事業ということで、こちらは町民の参画と協働という部分の分野でなっております。最後に、その他町長が必要と認める事業ということでありまして、このような全部で8つの使途がありまして、幅広く町の事業に使えるようなものになっていると考えてございます。どこにいくら使ったかという使途は、ちょっと今大変申し訳ないですが、今手持ちに資料がありませんので、お答

えできません。

以上です。

○遠藤 満議長 1 番、大内広行議員。

○1 番大内広行議員 ふるさと納税の制度、先ほど来から話しているとおり、地域課題の解決に用いることを目的としているということで、この中には総務省の支援策としてクラウドファンディング型の支援策というのもあるようです。支援したい方が町へ寄附をして起業者が使う、もしくは納税者が寄附をして、さらに寄附者をはじめとした移住者がそれを使うというようなものの中には含まれるようです。

最後に、これは要望になりますが、そういった施策も総務省から出ているというところもありますので、いろんな形でふるさと納税の拡大について引き続き積極的に取り組んでいただいて、町の財源確保にもつながるものですので、積極的に取り組んでいただければと思います。

私からは以上となります。

○遠藤 満議長 これで1 番、大内広行議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時40分 散 会

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和 7 年第 3 回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第 4 号）

令和 7 年 6 月 1 1 日（水曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 2 議案第 2 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(新地町税条例の一部を改正する条例)
- 第 3 議案第 2 4 号 新地町下水道審議会条例の制定について
- 第 4 議案第 2 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 2 6 号 新地町税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 2 7 号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 2 8 号 藤崎排水機場 2 号ポンプ整備工事請負契約について
- 第 8 議案第 2 9 号 令和 7 年度新地町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 9 議案第 3 0 号 令和 7 年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 0 議案第 2 号 新地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 陳情審査委員長報告
- 第 1 2 意見書（案）について
- 第 1 3 閉会中の継続審査の申し出
- 第 1 4 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（１１名）

１番	大	内	広	行	議員	２番	村	上	勝	則	議員
３番	牛	坂	毅	志	議員	４番	寺	島	博	文	議員
５番	吉	田		博	議員	６番	八	巻	秀	行	議員
８番	寺	島	浩	文	議員	９番	菊	地	正	文	議員
１０番	井	上	和	文	議員	１１番	水	戸	洋	一	議員
１２番	遠	藤		満	議員						

欠席議員（１名）

７番	三	宅	信	幸	議員
----	---	---	---	---	----

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	堀	武
副町	長	岡	崎	利光
教	育	長	泉	田
総務課	長	兼	佐	藤
会	計	管	理	者
企	画	政	策	課
税	務	課	長	小
町	民	生	活	課
保	健	福	祉	課
産	業	振	興	課
兼	農	業	委	員
事	務	局	長	加
都	市	建	設	課
教	育	総	務	課
				長

職務のための議場出席者

事	務	局	長	大	堀	勝	文
書			記	千	葉	奈	菜
書			記	荒		萌	生

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
- ただいま出席している議員は11名であります。
- なお、7番、三宅信幸議員は欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。
-

◎議事日程の報告

- 遠藤 満議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎報告第1号の専決処分報告

- 遠藤 満議長 日程第1、報告第1号 専決処分の報告については、福島県市町村総合事務組合を組織する構成団体の数の減少について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、軽易な事項として専決処分されましたので報告します。
-

◎議案第23号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第2、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（新地町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第23号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（新地町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第3、議案第24号 新地町下水道審議会条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第24号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 新地町下水道審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第4、議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第25号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第26号 新地町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第26号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 新地町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 7 号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第 6、議案第27号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第27号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 8 号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第 7、議案第28号 藤崎排水機場 2 号ポンプ整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第28号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 藤崎排水機場2号ポンプ整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第29号 令和7年度新地町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第29号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 令和7年度新地町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第30号 令和7年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第30号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 令和 7 年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

◎議発第 2 号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議発第 2 号 新地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者に説明を求めます。

寺島浩文議会運営委員会委員長。

〔寺島浩文議会運営委員会委員長登壇〕

○寺島浩文議会運営委員会委員長

議発第 2 号（案）

新地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月11日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 新地町議会運営委員会委員長 寺 島 浩 文

改正理由でございます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」という。）の一部改正により、条例で引用する法の項番号に繰下げが生じること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

新地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例、詳細につきましては記載のとおりでございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから議発第 2 号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議発第 2 号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議発第 2 号 新地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎陳情審査委員長報告

○遠藤 満議長 日程第11、陳情審査委員長報告を議題とします。

令和 7 年陳情第 4 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書及び令和 7 年陳情第 5 号 「消費税 5 %の減税を求める意見書」の提出についての陳情の 2 件について、審査結果の報告を求めます。

寺島浩文総務文教常任委員会委員長。

〔寺島浩文総務文教常任委員会委員長登壇〕

○寺島浩文総務文教常任委員会委員長

令和 7 年 6 月11日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺 島 浩 文

陳情審査報告書

本委員会は、令和 7 年 6 月 6 日付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

記

受理番号、令和 7 年陳情第 4 号。件名、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。審査結果は採択でございます。意見として、意見書として関係機関に送付すべきであるでございます。

続いて、

令和 7 年 6 月11日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺 島 浩 文

陳情審査報告書

本委員会は、令和 7 年 6 月 6 日付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

記

受理番号、令和 7 年陳情第 5 号。件名、「消費税 5 %の減税を求める意見書」の提出について。審査結果は不採択でございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 委員長の報告が終わりました。

これから各陳情ごとに質疑及び採決を行います。

初めに、令和 7 年陳情第 4 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから令和 7 年陳情第 4 号についてを採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和 7 年陳情第 4 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、令和 7 年陳情第 5 号 「消費税 5 %の減税を求める意見書」の提出についての陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 委員長報告、不採択ということでございました。私は、これは採択して国に出すべきだろうと思います。物価高の問題、一般質問でもお話をしましたがけれども、この消費税のことに关しまして、新聞の世論調査なんかもいろいろ出ておるようであります。5月の世論調査で時事通信、これを聞いたところ、食料品に限って税率を下げるべきだが35.1パーセント、一律で税率を下げるべきだが24.5パーセント、廃止すべきだが14.4パーセントで、合わせて74.5パーセント、税率を維持すべきだは18.0パーセント、税率を上げるべきだは0.6パーセントのようだったようです。産経新聞とFNN、フジニュースネットワークが5月17日、18日に実施した調査では、消費税を減税、廃止すべきだが71パーセント、今の税率を維持すべきだが27.1パーセントで大きく上回ったのです。

6月6日の予算委員会で、社会保障の財源について所得税、法人税を充ててならないものではないと石破総理が答弁をいたしました。財源は、消費税に限定されないということを国会で認められたわけですが、消費税増額と同時に法人税、所得税、最高税率が引き下げられて、いわゆる大企業の減税が行われてきた。あるいは所得が1億円を超えると、逆に税負担が減っていく、いわゆる1億円の壁など、富裕層、大金持ち、大株主の優遇を見直せば、財源は十分に担保できるのではない

かと思う次第でございます。消費税が安定財源というのは、どんなに景気が悪かろうが、収入が落ちようが、最低限の生活にも容赦なくかかってくるわけですから、物価高で町民の暮らしが大変な中、やはりこういったのはしっかり議論をしていただいて、出すべきだったろうかなと思いますが、委員会内でどのようなご議論があったのかお聞かせをいただければと思います。

○遠藤 満議長 寺島浩文総務文教常任委員会委員長。

○寺島浩文総務文教常任委員会委員長 この件につきまして、総務文教常任委員会の審査の意見として、今国でも減税の議論が出ております。しかし、消費税は社会保障の重要な財源になっております。今の社会保障を担保するためには、消費税を下げた分の財源をどこに求めていくのか、これははっきり示されておりませんので、これに対しては意見書を出すことは採択できませんでしたので、不採択となりました。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 私からこの5パーセント減税に対しての意見を述べさせていただきます。

この書類だけを見ると、一概に消費税5パーセントの減税を求める意見書でありますけれども、現在10パーセントの消費税です。そのうち国では7.8パーセント、それから地方消費税として、福島県あるいは各市町村に2.2パーセントの配分がされております。これを一概に5パーセントの減税というようなことになると、地方消費税の2.2パーセントが我々のところには1.1パーセントしか来ないというようなことになります。したがって、今委員長が言われたように、財源をどこにするかというのが私のところに配られた件名については明確になっていないということで、私はこの不採択に賛成したいと思います。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

ちょっとすみません。休議します。

午前10時21分 休 憩

午前10時23分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

これから令和7年陳情第5号についてを採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

この採決は、起立の方法によって行います。

お諮りします。本件を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○遠藤 満議長 起立多数であります。

したがって、令和7年陳情第5号 「消費税5%の減税を求める意見書」の提出についての陳情については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第12、意見書（案）についてを議題とします。

意見書（案）第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、提出者に説明を求めます。

寺島浩文総務文教常任委員会委員長。

〔寺島浩文総務文教常任委員会委員長登壇〕

○寺島浩文総務文教常任委員会委員長

意見書（案）第2号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和7年6月11日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 新地町議会議員 寺 島 浩 文

賛成者 新地町議会議員 大 内 広 行

〃 新地町議会議員 八 巻 秀 行

〃 新地町議会議員 村 上 勝 則

意見書（案）第2号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

詳細については、以下記載のとおりでございます。

提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第2号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第2号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第 2 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○遠藤 満議長 日程第13、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務文教常任委員会委員長から、令和 7 年請願第 1 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願、令和 7 年陳情第 6 号 「インボイス制度廃止をもとめる意見書」の提出について及び産業厚生常任委員会委員長から、令和 7 年陳情第 1 号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情については、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和 7 年請願第 1 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願、令和 7 年陳情第 6 号 「インボイス制度廃止をもとめる意見書」の提出について及び令和 7 年陳情第 1 号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情は、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第14、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで、町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和 7 年第 3 回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとお忙しい中、今定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。慎重にご審議の上、上程いたしました全ての議案の御議決をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

6 月に入って暑さが厳しい日や朝晩の寒暖差が大きい日など、体調管理が難しい時期に入りました。そして、いよいよ梅雨の時期に入ります。うっとうしい日々が続くと思いますので、新型コロナウイルス感染症を含め、全ての感染症に注意しながら、そしてご健康にご留意され、議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げます。定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。6 月 6 日から本日までの 6 日間にわたり、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

皆様には健康に充分留意され、ご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

以上で令和 7 年第 3 回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前 10 時 31 分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 水 戸 洋 一

署 名 議 員 大 内 広 行

参 考 資 料



令和7年5月26日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺 島 浩 文



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

○5月9日 企業誘致及びスマートコミュニティ事業について

2 調査経過

町長、企画政策課長及び関係職員の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け、審査を行った。

3 調査結果

○企業誘致について

- ・ 駒ヶ嶺工業団地（1.4ha）、現在1社検討中。
- ・ 新地駅周辺被災市街地復興拠点拡大区域（商業施設）は、昨年11月のアンケート結果を踏まえ1社検討中、これまでの経緯より公設民営方式として進める考え。
- ・ 新地駅周辺被災市街地復興土地区画整備事業区域区域（農業生産施設1.5ha）では、2社と調整を進めている。いずれも園芸・園芸作物で観光農地（0.5ha）もセットで利用を提案中。
- ・ 防災集団移転跡地（8.4ha）は、募集継続中である。しかし、農地、県有地、未買収土地、更にインフラが無い等の課題が多いのが現状である。

○スマートコミュニティ事業について

新地エネルギーセンターは運用開始後6年が経過した。令和3年2月と令和4年3月の地震により、供給エリアの需要家施設が影響を受けたが、令和4年10月にすべて復旧を完了している。課題は、LNG価格

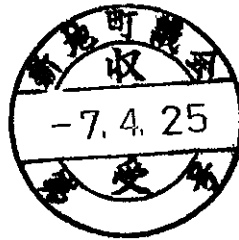
の高騰、物価高騰による維持管理経費の上昇、その他エリア内の空き区画への企業誘致によるエネルギーセンターの稼働率向上である。

以上のことから、工業団地のほか震災復興で整備した各区域への企業誘致活動の継続に努めると共に、商業施設へのスーパーの誘致に関しては、進出希望の企業の要望に寄り添い、早期の開業に向け積極的に取組まれない。

また、製造業の企業誘致のみではなく、若者の町外・県外流出を抑制するためには魅力ある企業の誘致も必要である。今後の社会情勢を考慮し町内の空き家の利用なども含め、ＩＴ関連企業のサテライトオフィス誘致等について検討を進められたい。

一方、スマートコミュニティ事業に関しては、３月２０日に発生した漏水の事象について、早期の原因究明と再発防止対策の検討を進めると共に、過去の事象などより、今後も漏水の発生が懸念されるため、送水ラインの健全性評価等を実施することを望む。

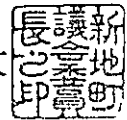
以 上



令和7年4月25日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 寺 島 博 文



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1. 調査月日及び調査事項

4月23日 ○住宅施策の現状と課題について

2. 調査経過

町長、副町長、都市建設課長、及び関係職員の出席を求め、現地調査、各調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

3. 調査結果

公営住宅は、新地町町営住宅、災害町営住宅、定住促進住宅の大きく分けて3つの種類に分類される。管理戸数は、総合計277戸で、入居戸数196戸、空き戸数81戸であるが、募集停止している住宅が32戸あり、入居可能戸数は49戸である。

公営住宅への入居資格については、それぞれ条件があり、住宅家賃についても、世帯収入や築年数、面積などにより違いがある。

今後の課題は、小川町営住宅（4階～5階）、小川定住促進住宅（1階～3階）、愛宕町営住宅（長屋）、高見原町営住宅など、建築から数十年が過ぎている老朽化した住宅の施策についてである。

○小川定住促進住宅・町営住宅については、早急に今後のあり方について方向性を決められたい。

○建物の老朽化により、入居募集を停止している物件があることから、町営住宅の集約化と廃止の見直しをされたい。また、入居者には高齢者もあり、思いやりのある住宅施策を展開されたい。

- 昨今の気候温暖化により、エアコンは必須の電化製品である。入居者が健康で文化的な最低限の生活が出来るよう、今の時代に沿った住宅施策を講じられたい。
- 公営住宅廻りの環境整備に努められたい。
- 維持管理基金及び雇用促進住宅基金の有効活用を図られたい。
- 修繕や内装・外装などの地元業者と連携を図り、49戸の空室を入居希望者に、早急に提供できるよう努力されたい。



令和7年5月26日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺島 浩 文



令和7年度総務文教常任委員会行政視察研修について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和7年度 総務文教常任委員会行政視察研修報告書

1. 研修日程 令和7年5月20日（火）～22日（木）

2. 視察地及び研修内容

（1）和歌山県みなべ町

地域公共交通（デマンド交通）について

（2）和歌山県白浜町

サテライトオフィスの整備によるワーケーションの取り組み（企業誘致）について

3. 行政視察研修参加者 6名（議員5名、随員職員1名）

総務文教常任委員会	委員長	寺島	浩文
	副委員長	大内	広行
	委員	三宅	信幸
	委員	八巻	秀行
	委員	村上	勝則
随員	教育総務課	課長	木幡 邦枝

1. 和歌山県日高郡みなべ町

（1）町の概要について

みなべ町は、平成16年10月1日に南部町と南部川村が合併して誕生した人口11,429人（令和7年3月31日現在）の町である。紀伊半島の南西部、和歌山県の海岸線のほぼ中央に位置し、総面積120.28㎢でその約68%の面積を林野が占めている。

地形を生かし丘陵地には、梅林が広がり「南部梅林」と呼ばれ日本一のブランドを誇る紀州「南高梅」（なんこううめ）の栽培が盛んである。また、炭の最高級品である「紀州備長炭」の生産も盛んで備長炭の里としても有名である。

(2) 地域公共交通（デマンド交通）について

① コミュニティバス（通称コミバス）導入までの経緯

平成16年の町村合併を控え、「新町まちづくり計画」において、高齢者などの交通弱者の利便性向上、合併による地域間の交流と出会いの場の提供や商店街の活性化を目的としてコミバスの導入が検討された。

② 本格運行までの経緯

合併後、新町みなべ町でコミュニティバス試行運行実施計画検討委員会を設立し、2年間にわたり5項目、試行期間と検証方法、運行ルートと形態、事業方式（デマンド方式、バス方式の比較）と事業者、利用状況・収支分析、本格運行の意思決定について検証を進め、平成17年の試行運転を開始した。当初は、4ルートでデマンド方式（予約・乗り合いタクシー）と定期バス方式（定時定路線）を実施した。平成18年に利用状況から3ルートでデマンド方式一本に統一し、平成19年4月1日から本格運行を開始した。

③ 運行後における課題と見直し

本格運行後17年経過し、コミバス利用者数も4分の1に減少してきた。運行に係る経費等も考慮し、今年度コミバス運行後初めて大規模な見直しを行った。見直しにあたっては、町民アンケートを実施し、把握した困りごとや満足度の低いことを抽出し、改善を検討。基本路線を山間部と平野部の2ルートに変更し、基本停留所、デマンド停留所を再設定するほか、スーパーや病院の近くに停留所の新設等を行った。これまでは隔日運行であったが、日曜日、祝日、正月三が日以外毎日運行とし、山間部は「前日」まで予約、平野部は「当日、出発時刻の1時間前」まで予約をすることに見直した。また、鉄道や公共交通機関とのアクセスを考慮しダイヤの改正を行った。

フリー乗降制は、運行事業者からの要望に応じて利便性を向上させるため、見直しにあわせ今年度4月から実施している。

(3) 研修所見

新地町では昨年7月より、しんちゃんタクシーとしんちゃんバスの2パターンで運行しているが、しんちゃんバスの利用者が非常に少ない状況となっており、3月の予算審査特別委員会でも運行方式見直しの意見が出されている。今後みなべ町のケースも参考に町民アンケート等を実施し、見直しを行っていくべきである。

2. 和歌山県西牟婁郡白浜町

(1) 町の概要について

白浜町は人口が19,645人（令和7年4月1日現在）で、和歌山県の南部に位置し、総面積200.99km²、面積の81%を林野が占めている町である。

町の主産業は観光業で、白良浜ビーチ、白浜温泉、世界遺産である熊野古道やパンダでも有名で、海・山・川にわたる豊かな自然環境に恵まれた地域である。

また、交通網でも県内唯一の南紀白浜空港があり、東京羽田間を1日3便約1時間程度で運航し、主要な観光名所へは約10分でいくことができる。京阪神地域へは、JR紀勢本線、国道42号、高速道路などにより約2時間から3時間で結ばれている。

(2) サテライトオフィスの整備によるワーケーションの取り組み（企業誘致）について

① 地域の実情と課題

白浜町は、1980年に26,001人いた人口が40年後の2020年では20,262人と年平均140人ずつ減少しており、さらに30年後の2050年は12,807人と年平均200人以上の減少が見込まれている。また、主産業が観光業であり、外部からの交流人口によって稼ぐ産業構造となっている。そのため、観光シーズンである繁忙期と閑散期、また平日と休日の交流人口の差が激しく、雇用面でも正規に採用する人数が制限され、年収面でも伸び悩んでいる。

さらには、町内に高等学校や大学等がなく、高等学校進学を機に町外に出てしまう若者が多い。

② 課題解決に向けての取り組み

白浜町では、これら地域の実情と課題解決に向け、人口減少においては自然減を止めることはできないものの、社会増を図る検討を行った。ヒト・情報の流れを創出するために総務省で推進していた「お試しサテライトオフィス」事業に、和歌山県から打診されたことや白浜町が持つ地域の優位性や利便性、例えば観光地であることから整備を進めてきたWi-Fi環境、使用されないまま残っている大手企業の保養施設、首都圏へのアクセス環境の良さなどが、「お試しサテライトオフィス」事業に向いているといったことから平成16年に事業を開始した。

③ I T企業誘致とワーケーション

若年層の町外・県外流出の抑止や工場誘致に適さない立地状況から、I T企業誘致とサテライトオフィス設置を開始した。働き方改革関連法によりワークライフバランスが求められる中、白浜町が持つ観光資源を取り入れ、テレワーク等を活用してリゾート地や温泉地等いつもと違う場所で、地域の魅力に触れながらいつもどおりの仕事を行う「ワーケーション」の推進を進めた。コロナ禍の影響もあり、現在、町内に4棟（公設公営2棟、民設民営2棟）のサテライトオフィスを開設、15社の企業が入居し41名の社員が勤務している。また、I T企業1社が本社を移転し、約90名の雇用を創出することが出来た。

ただ、昨年度から入居企業数が減ってきているため、進出してくれるまでのサポートから進出後も企業に寄り添い、そこから企業誘致へとつなげる取り組みを検討実施している。例えば、子どもが地域の保育園に通いながら家族で地域に滞在できる暮らし体験事業や、I T関連の人材を育成する関係機関の立ち上げもすすめ、最終目的として移住定住、人口増加につなげていきたい。

（3）研修所見

新地町は日本有数のリゾート地ではないが、首都圏からの距離感、W i - F i 整備率、そして企業進出後の継続的な町のサポートは可能である事、そしてスポーツ施設、レジャー施設等も充実している事から、サテライトオフィスの整備によるワーケーションへの取組み（企業誘致）や、企業進出前に家族で滞在できる体験事業などの関係交流人口増の取組みについても検討していくべきである。

意見書（案）第２号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和７年６月１１日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 新地町議会議員 寺 島 浩 文

賛成者 新地町議会議員 大 内 広 行

〃 新地町議会議員 八 巻 秀 行

〃 新地町議会議員 村 上 勝 則

意見書（案）第2号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

東日本大震災から14年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和7年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、5億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学校に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生等に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和3年度から7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和6年4月1日時点で約3千人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県子ども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和8年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和8年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和7年6月11日

《提出先》

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣 あて

福島県相馬郡新地町議会議長 遠 藤 満